

高校生向け法教育教材

未来を切り拓く 法教育

～自由で公正な社会のために～



法教育推進協議会
(法務省)

高校生向け法教育教材

未来を切り拓く 法教育

～自由で公正な社会のために～

法教育推進協議会
(法務省)

目次

はじめに	1
ルールづくり（ルールの在り方を考える）	7
概要	8
指導案（1） 合意形成を図ろう ～どこに橋を作るべきか～	11
指導案（2） 新たなルールを考えよう ～ルールのない村～	20
指導案（3） 海水浴場の利用ルールを作ろう	26
指導案（4） 大学入試のアファーマティブ・アクションに ついて考えよう	34
私法と契約	43
概要	44
指導案 契約とは何か	48
紛争解決・司法	61
概要	62
指導案（1） 民事紛争解決① ～民事裁判・けがの責任をめぐって～	68
指導案（2） 民事紛争解決② ～模擬調停・臭いをめぐる争い～	77
指導案（3） 刑事模擬裁判 ～被告人は「犯人」なのか～	84



法教育マスコット
キャラクター
「ホウリス君」

「法教育」を身近に感じていただけるよう、公募により法教育マスコットキャラクターに選定された「ホウリス君」です。
名前の由来は、ホウリツ（法律）とリスを合わせたものです。
法務省では、ホウリス君とともに、法教育の普及・推進に力を入れています。



はじめに



1 法教育とは何か

(1) 法とは何か

法とは何でしょうか。

この問いに対しては、様々な議論、見解がありますが、法についての一つの考え方として、「社会あるところに法あり」という言葉があります。

例えば、自分一人しかいない星に暮らしていたとしたら、法は必要ありませんが、人が二人以上いる社会には、一定の秩序、ルールが必要となってくるため、法が生まれるという考え方です。

では、社会において、法はどのような役割を果たしているのでしょうか。

(2) 法の機能

法には、国家と国民の間を規律する公法（憲法、刑法など）と、私人同士の関係を規律する私法（民法など）があります。

法の機能についての考え方には諸説あり、見解の統一は見られませんが、例えば、次のような機能を考えることができます。

① 人の行動を規制し、社会の秩序を維持する機能

犯罪に対して刑罰を科すことを明示することで、人々が犯罪を行わないように心理的な抑制を働かせるという例が典型例です。

例えば、人の物を盗む行為について窃盗罪、人にけがをさせる行為について傷害罪と定め、それらの罪を犯した場合の罰則を定めている「刑法」を思い浮かべると、分かりやすいのではないのでしょうか。

② 人の活動を促進する機能

法には、人々が自主的な活動を行う際の指針となり、その活動を予測可能で安全なものにするという促進的・支援的な機能もあります。

例えば、売買契約を結ぶとき、日本の民法では、「契約を結んだら、契約の内容を守らなければならない」という原則があることで、安心して物を買ったり売ったりすることができます。

これが、何の法もなく、買った商品を渡してもらえるかどうか、売った商品分の代金を支払ってもらえるかどうかの保障がないとすれば、売買契約を結ぶ人はいなくなり、人々の経済活動が阻害されかねません。

③ 紛争を解決する機能

①、②は、いずれも、紛争を未然に防ぐための機能ですが、それでもなお、紛争が生じた場合、法には、その紛争を解決する機能もあります。

例えば、道路の左側車線で正面衝突の事故が起き、どちらに非があるのかを巡って紛争になったとします。このとき、法で、「車は左側を通行する」と決めてあれば、どちらに責任があるのかを容易に判断することができ、紛争の解決が図りやすくなります。

④ 資源を配分する機能

そのほか、法には、人々の自由・平等をより実質的に保障するために、国家が一定の政策に基づいて、資源を配分するための機能もあります。

例えば、各種公共サービスの提供、社会保障、保険や税による財の再配分などがこの機能に基づくものですが、これは国家が一定の政策目標を実現するためのものである点で、①、②、③の機能とは位置付けが異なります。

(3) 「共生のための相互尊重のルール」としての法

法とは何かについて考えたとき、①の機能のイメージが強く、「法は自由を縛るもの」、「国によって押し付けられ、従わなければならないルール」といったようなネガティブな印象を持つ人もいるかもしれません。

しかし、①の機能に関しても、そもそも、社会の秩序を維持することは、人々の自由を守ることにつながります。

本来、法は、全ての人々が自由に共生していくための相互尊重のルールであり、人々の生活をより豊かにするために存在しています。

現代社会においては、個人が自由に活動できる範囲が広がり、その生き方、価値観が多様化していますが、その一方で、一人一人がそれぞれの自由を追い求める中で、他者の自由と衝突し、紛争が起きることもあります。

そうした中で、お互いを尊重しつつ、公正に紛争を解決するため、あるいは紛争を未然に防ぐための一定のルールとして、法は存在しています。

そして、法の背景には、個人の尊重、自由、平等などの基本的な価値が存在しています。

また、法に基づき、公正な手続を通じて、紛争を解決するための仕組みとして、司法制度が存在しています。

(4) 法教育とは何か

法教育とは、このような法の背景にある基本的な価値や司法制度の機能、意義を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

法教育の目指すところは、個人の尊重、自由、平等などといった法の基礎となっている価値や司法制度の果たすべき役割について学び、考えることにより、

- 法によって自らの権利が守られているとともに、他者の権利をもまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係を理解すること
- 自らの在り方に深く関わる法やルールを定める過程に積極的に参加することの重要性を実感し、自由で公正な社会の担い手として、公共的な事柄に主体的に参加する意識を養うとともに、そのために必要な資質・能力を養うこと
- 法が日常生活において身近なものであることや、法を利用して紛争を解決することの合理性を実感し、日常生活において十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用することで、あらかじめ紛争を予防し、また、紛争を適切に解決するために必要な基礎的素養を身に付けること

にあります。

このような法教育は、広く全ての国民に必要とされるものですが、近年、特に、高校生に対する法教育の必要性が高まっているといえます。



2 高校生に対する法教育の必要性

(1) 新高等学校学習指導要領

2018年（平成30年）3月に告示された新しい高等学校学習指導要領では、公民科において「公共」が新設されました。

「公共」の目標には、「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」として、「現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解する」ことや、「事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う」ことなどが規定されています。

(2) 成年年齢の引下げ

2018年（平成30年）6月に民法の一部を改正する法律が成立し、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

これに伴い、生徒たちは、より早い時期から成人として、ローンを組むことができたり、クレジットカードを作ることができたりと自由な活動を行うことができるようになります。その一方で、予期せぬ大きなトラブルに巻き込まれることのないよう、また、自由な活動に伴う責任を負担に感じるあまり、権利行使や自由な活動に消極的になることがないように、権利と責任についての関係や、私法、殊に契約に関する基本的な考え方について、十分に学ぶ必要があります。

法教育においては、権利と責任の一般的な関係についての学習に加え、私法分野における基本的なルールである「私的自治の原則（契約自由の原則）」やその例外について学ぶことにより、契約に関する基本的な考え方を学習することに重点を置いています。

(3) 選挙権年齢の引下げ

2015年（平成27年）6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、2016年（平成28年）6月から公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が18歳以上に引き下げられました。

これに伴い、高等学校在学中に18歳を迎え、公職の選挙における投票の機会を得る生徒もいるところ、より早い時期から、国民主権を担う公民としての資質・能力を育む教育を行うことが求められています。

3 本教材の構成

以上の点を踏まえ、本教材においては、高校生の段階で特に学んでおくべきと考えられることを

- ①ルールづくり（ルールの在り方を考える）
- ②私法と契約
- ③紛争解決・司法

の3テーマに整理し、それぞれのテーマに指導案を提示することにしました。本教材共通の目標と、各テーマの主な目標は下記のとおりです。

また、本教材では、高等学校における授業のほか、教員研修、教員養成課程など、様々な場面にお

いて広く使用されることを想定し、具体的な法教育授業のイメージをつかみやすいよう、指導案ごとに学習指導要領上の位置付けや、指導計画案を記載しています。

○ 共通の目標

- ・ 自由で公正な社会の担い手として、課題の解決に向けて、自分自身で考え、その意見を積極的に分かりやすく述べたり、自分と異なる見解にも十分配慮して議論をしたりして、多様な意見・利害を公平・公正に調整して合意形成を図ることが、協働の利益を継続して確保するために大切であることを理解させる。
- ・ 法によって自らの権利・自由が守られているとともに、他者の権利・自由もまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について認識を深めさせ、相互尊重のルールである法を守る重要性を理解させるとともに、規範意識を涵養する。

① ルールづくり（ルールの在り方を考える）

- ・ 法やルールの意義及び役割（法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするものであること、法やルールには、人の行動を規制し、社会の秩序を維持するだけでなく、人の活動を促進したり、紛争を解決したりするなどの機能があること）について考えさせ、理解させる。
- ・ どのような手続でルールを作成すればよいか（手続の公平性）、作成したルールをどのような視点で評価すればよいか（手段の相当性、明確性、平等性）について考えさせ、理解させる。
- ・ 社会情勢の変化や新たに生じた問題に対応するため、既存のルールを修正する必要があることを理解し、主体的にルールを作成し、利用する意識を育てる。

② 私法と契約

- ・ 契約が日常生活において身近なものであること、契約が個々の生活を豊かにするものであることを実感させる。
- ・ 私法分野について学習機会の充実を図る。私法の基本的な考え方である私的自治の原則（契約自由の原則）や、契約に関する基本的な考え方（契約は、当事者双方の意思表示が合致することで成立し、その結果、当事者双方に権利と義務が発生すること）について理解させる。
- ・ 具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、一旦成立した契約を例外的に解消できる場合について理解させる。
- ・ 契約自由の原則の例外として、経済的・社会的弱者を保護し、実質的な平等を図るための手当が行われていることを理解させる。

③ 紛争解決・司法

- ・ 裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通して、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判や刑事裁判の特徴について実感させる。



4 本教材と学習指導要領との関連

本教材は、2009年（平成21年）3月に告示された高等学校学習指導要領（以下「現行学習指導要領」とします。）を踏まえ、2018年（平成30年）3月に告示された高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」とします。）に対応しています。

本教材の指導案は、各指導案に記載しているとおり、新学習指導要領公民科「公共」において、主として知識の習得を図る指導場面の参考となります^(※)。

※ なお、「公共」では、本教材などを活用して身に付ける知識を基に、現実社会の諸課題の解決に向けて考察したり構想したりする力などの育成が求められています。このため、各学校においては、本教材を活用した指導に加えて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、追究したり解決したりする活動を通じた指導が必要となります。



ルールづくり (ルールの在り方を考える)



概 要

1 はじめに

法もルールの一つですが、このテーマでは、ルール一般について取り上げています。

ここでは、公共的な事柄について複数の見解が対立している事例や、誰かの自由が他者の自由と衝突している事例を設定し、それぞれの立場に分かれて意見を主張し、その後、異なった意見を調整して合意形成を行い、あるいはルールを作成させるなどのロールプレイ型の指導案などを提示しています。

その中で、生徒たちから、「どのような結論が正解なのか」という質問を受けることがあるかもしれませんが、決まった正解はありません。

もっとも、どのようなルールでもよいというわけではなく、相対的によりよいルール、つまり、正義にかなった公正なルールとなることを目指し、「ルールの意義・必要性」、「どのようにルールを作るか（手続の公平性）」、「どのようなルールが良いか（ルールの内容）」などの点をよく検討した上で、ルールを作ることが大切です。

そのため、授業を行う際には、合意形成やルールづくりを体験する中で、どのような内容であれば合意できるか、どのようなルールであれば従うことができるかを考え、作ったルールを評価・吟味することで、ルールに対する理解をより深めることを重視していただきたいと思います。

また、ルールは、人々の社会生活を円滑にするための手段ですから、社会情勢の変化や新たに生じた問題に対応するため、既存のルールを見直す場合があります。

2 ルールの意義・必要性について

社会には、様々な価値観や考え方をを持った人々が存在しています。このような人々がそれぞれ自由に行動しようとする、他者の自由と衝突することがあります。

例えば、「室内で犬を飼いたい」と思っているXさんと、「静かな生活を送りたい」と思っているYさんが隣同士の部屋に暮らしていたとします。Xさんが自分の希望のとおりに行動し、犬を飼い始めた場合、犬の鳴き声で、静かに暮らしたいというYさんの自由と衝突してしまうかもしれません。

このように、自由同士が衝突した場合に、ルールがなければどうなるでしょうか。強い立場の人や多数派の自由ばかりが優先され、弱い立場の人や少数派は自由な活動ができなくなってしまうかもしれません。

そのような事態にならないよう、お互いの自由を尊重した上で、調整を行うためにルールは存在しています。ルールは、人々が円滑な社会生活を行う上で必要なものなのです。

もちろん、自由同士が衝突・対立し得る場合には必ずルールを作るべきだというわけではなく、ルールを作らず、個人個人の考えや行動に委ねた方が望ましい場合も考えられます。

また、実際にルールを作るべきかどうかを検討するに当たっては、検討の基礎となるべき事実を正しく認識することも重要です。ルールを作る際は、そのルールの目的や機能だけを考えるのではなく、そのルールが社会全体の中でどのような機能を果たすことになるかを評価する視点を持つことも必要です（さ

もなければ、せっかく作ったルールがかえって社会の人々にマイナスを及ぼすことにもなりかねません。)

ですから、ルールづくりの授業を行うに当たっては、そもそもルールを作るべきなのか、作るとしてもどの範囲でルールを作るべきかについても考えるなど、様々な観点から考察することで、ルールの意義・必要性への理解がより深まると思います。

また、たとえルールが存在していたとしても、誰も従おうと思わないルールでは意味がありません。ルールを作るときの大切なことの一つに、ルールの適用を受ける人たちがそのルールに納得するということがあります。一人でも多くの人たちの納得を得るためには、どのようにルールを作るか（手続）と、どのようなルールが良いか（内容）の二つのポイントがあります。

3 どのようにルールを作るか（手続の公平性）

（1）みんながルールづくりの過程に参加していること

例えば、学校全体に関わるルールであるにもかかわらず、自分のクラスだけがそのルールを作る話合いに参加できなかったら、どう思うでしょうか。「勝手に作られたルールなんて守りたくない」と思うのではないのでしょうか。そのルールによって自分たちが不利益を受けるのであれば、なおさらです。

反論したり、意見を述べたりする機会を与えられないまま、一部の人たちだけで作ったルールでは、そのルールによって不利益を受ける人たちの納得は得られません。自分たちが主体的に参加し、作成したルールだからこそ、守らなくてはならないという気持ちになるのです。また、ルールを作る際には様々な観点からの考察を加えることが重要ですから、様々な立場の人がルールづくりに関与することは、よりよいルールを作るためにも有益です。つまり、みんなに関係するルールはみんなで決める、みんながルールづくりの過程に参加する、ということが大切なのです。

この「みんなのことはみんなで決める」という考え方を民主主義と言います。

（2）少数者への配慮

それでは、みんながルールづくりの過程に参加すれば、どのようなルールを定めてもよいのでしょうか。

ルールには、1対1の関係を調整する場合と、多数の利害を調整する場合があります。そして、多数の利害を調整する場合には、多くの場合、少数の立場が生まれます。ルールを作るときに大切となるのが、この少数の立場への配慮です。

みんなでルールを決めるとき、話合いで折り合いが付けば良いのですが、話合いで決まらない場合に決着を付ける一つの手段として、多数決があります。集団の意思の決定には、多数決が適しており、みんなで話し合って多数決で決定したことは、みんなで守ることが大切です。

しかし、多数決には、時として、少数者の利益を不当に侵害しかねない面もあります。いくら、みんなが話合いに参加していたとしても、多数決によって、個人の尊厳を否定したり、特定の少数者だけが不当に不利益を被ったりするルールを定めることは許されません。

例えば、学年集会で騒いだ生徒に対して反省を促す目的で、多数決によって、「1か月の間、学校内で誰とも話をしてはいけない」といったルールを定めることは、当該生徒の人格や気持ちを無視し、個人の尊厳を否定するものであり、許されません。

また、部活動に所属している生徒が35人、所属していない生徒が5人というクラスにおいて、多数決で掃除当番を決めるに当たり、「部活動に所属していない5人が日替わりで掃除当番となる」といっ



たルールを定めることは、特定の少数者だけが不当に不利益を被るものであり、許されません。

自分が少数者の立場に立ったときのことを想像すれば、そのようなことが許されないことはイメージしやすいのではないのでしょうか。

4 どのようなルールが良いか（ルールの内容）

ルールの内容を評価する視点としては、次のようなものがあります。

(1) 手段の相当性（目的達成のために役に立つルールであるかどうか、役に立つとしても、手段として適切か）

例えば、SNSでのいじめを防止するため、「学校でも家でもスマートフォンを持つことを一切禁止する」というルールが作られたとします。

このようなルールについては、スマートフォンの所持を禁止しても、いじめがなくなるわけではない一方で、家庭の都合などで連絡用にスマートフォンを使っていた生徒にとっては、必要な連絡手段が奪われてしまうこととなります。

このようなルールは、目的達成への寄与度が低い上、特定の人に過大な不利益を与えるものであり、手段の相当性が欠けたルールと言えます。

(2) 明確性（意味がはっきりと分かるか、複数の解釈ができないか）

ルールの内容が明確でないと、そのルールが何を意味しているのかを巡って混乱が生じますし、紛争の解決にも困難を生みます。そのようなことがないように、誰が見ても、はっきりと意味が分かるように表現することが必要です^(※)。

例えば、「部活動の雰囲気を乱した人は、部活動に来てはならない」というルールがあったとします。このようなルールだと、「部活動の雰囲気を乱した」という部分が何を意味するのか曖昧であり、人によってその解釈が異なるため、明確性が欠けたルールと言えます。

※ なお、実際の法律の規定には、様々な理由から明確化できないことがやむを得ないとされているもの、あえて明確化せずに抽象的な原理を宣言する意義が認められているものも珍しくありません。例えば、民法第1条第3項には、「権利の濫用は、これを許さない」という規定があります。

つまり、ルールを明確化することは重要ですが、それだけがルールの善し悪しを決める判断基準ではなく、ルールの目的に応じたルールづくりが必要なのです。

(3) 平等性

ここでいう平等性とは、立場を入れ替えてもそのルールを受け入れられるということの意味しています。みんなが全く同じ取扱いを受けるべきだということの意味するものではありません。

例えば、男子生徒が掃除をさぼって女子生徒ともめることが多いクラスで、「掃除は男子生徒のみで行う」というルールを作ったとします。女子生徒からすると、このルールに納得するかもしれませんが、もし、女子生徒に男子生徒と立場を入れ替えて考えてみたらどうか、と問えば、そのルールを受け入れることはできないと考えるのではないのでしょうか。このようなルールは、平等性が欠けたルールと言えます。

以上のような点に着目し、作成したルールについて評価する機会を設けると、生徒の理解がより深まるものと思います。

合意形成を図ろう ～どこに橋を作るべきか～

●目標

- ・自由で公正な社会の担い手として、課題の解決に向けて、自分自身で考え、その意見を積極的に分かりやすく述べたり、自分と異なる見解にも十分配慮して議論をしたりして、多様な意見・利害を公平・公正に調整して合意形成を図ることが、協働の利益を継続して確保するために大切なことを理解させる。

●教科等

- ・公民科「公共」

A 公共の扉

(3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること。

※ 本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。



●指導計画【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ● [省略可] 離島問題について検討させる。 ● 「離島では、交通が不便であること等により、様々な問題が発生しているが、どのような問題があるだろうか」と発問する。 	<p>展開①を充実させるための発問であるため、問題点を考えさせるだけでよい。教員から問題点を示すことや、この発問自体を省略することも可能である。</p> <p>本授業を2時間で実施する場合には、「離島問題」に時間をかけるとよい。</p> <p>予想される生徒からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療問題（医療施設の不足等） ● 教育問題（高校がない等） ● 流通問題（物資の不足、物価の高騰等） ● 人口減少・高齢化問題
	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題把握 ● 「資料」及び「ワークシート」を配布し、課題を把握させる。 	<p>問題の解決方法の一つとして、合意形成が考えられることを伝える。</p>
展開① (20分)	<p>問1 どの場所に橋を建設するのが望ましいだろうか。【自分の立場】から考えよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人ワーク ● 生徒を各町の立場（A町、B町、C町）に分けた上で、それぞれの立場から、定期船に代えて橋を建設する場合の建設場所を検討させる。 	<p>自分の立場の利益だけでなく、自分が他の立場だったら納得できるのかなども考えさせ、他の立場の者を説得できるような理由も検討させる。</p> <p>「各立場における視点」（教員用資料）参照。</p>
	<p>問2 他の各案を採用するとした場合、どのような条件が整えば、譲歩することができるか（どのような条件が整えば、他の各案に対して建設費用を負担することができるか）について検討しよう。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 個人ワーク ● 問1で自分が選択しなかった他の案が採用されるとした場合の譲歩条件を検討させる。 	<p>安易に建設費用を負担することのないよう、建設費用を負担した場合、他の公共サービスに回せる費用が削減されるなどと補足をする。</p>	
展開② (20分)	<p>問3 他の町と話し合っ、橋の建設場所・建設費用の負担額を決めよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク ● A～C町からそれぞれ2名ずつ程度入るようなグループを作り、各自が各立場の代表者となり協議を行い、橋の建設場所、建設費用の負担方法などに関する合意形成を図る。 	<p>全ての立場の人が納得できるような案になるように努力をする必要があることを示す。</p> <p>他者と資料等に基づいた合理的な議論を行い、他者の意見を真摯に聞き、時には自らの意見を変え、より良い意見を創出していくことの重要性について理解させる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● [省略可] グループワーク (第2ラウンド) ● メンバーを入れ替えて協議を行い、他の意見も確認した上で、再度元のグループに戻り、再協議を行う。 	<p>違う結論となったグループ間でメンバーを入れ替えるよう教員において調整する。</p> <p>A～C町が各2名ずつ計6名グループの場合、A～C町の各1名ずつをそれぞれ別のグループに移動させる方法も考えられる。</p>
<p>まとめ (5分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発表, 講評 ● 生徒に検討結果を発表させる。 ● 「振り返りシート」を配布し、教員による講評を行う。 	<p>「振り返りシート」により、作成した合意内容を確認させ、評価を行う。</p> <p>※以下の参考事例を紹介することで、現実問題として捉えさせることも考えられる。</p>

●参考：ドイツ・エルベ川における橋の建設と世界遺産タイトルの抹消

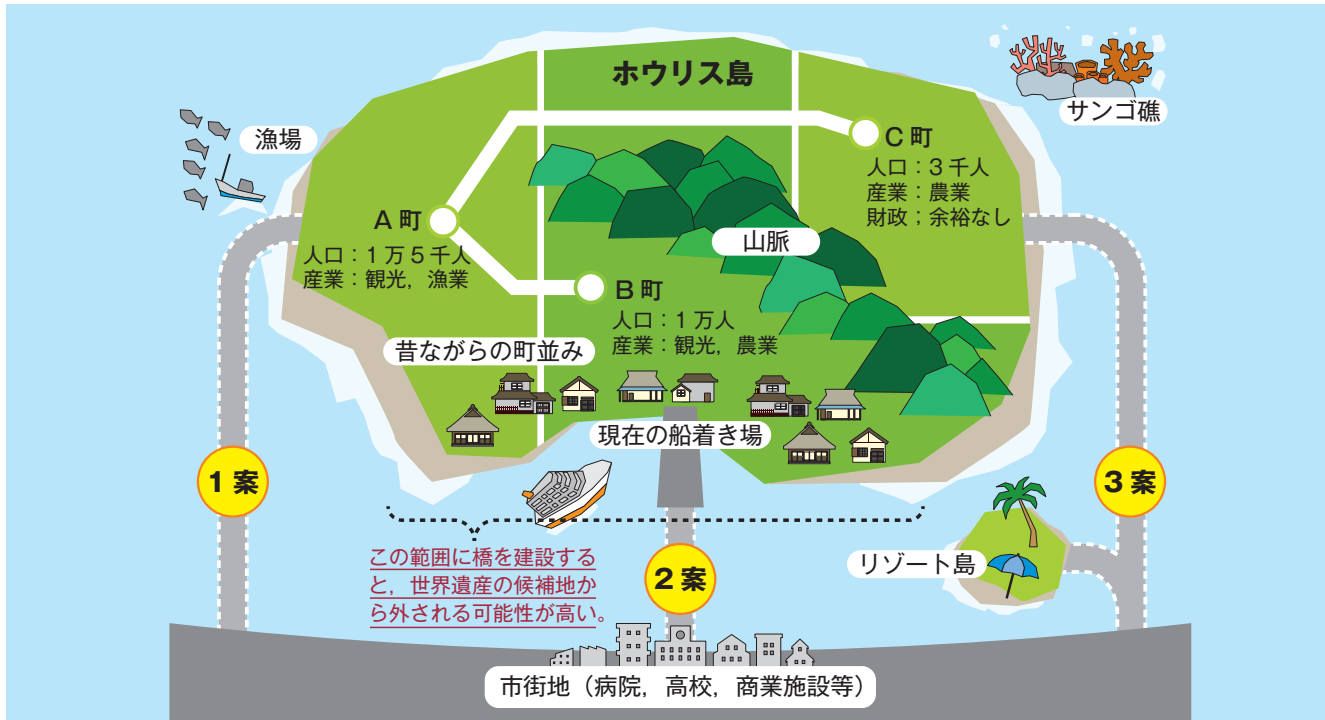
貴重な文化的景観として世界遺産登録を受けていたドイツのドレスデン・エルベ渓谷において、交通渋滞の緩和等のため、市側が橋の新設を計画したところ、ユネスコ世界遺産委員会はこの計画に反対し、橋を建設した場合には世界遺産タイトルを抹消するとの意向を示した。しかし、市側は、住民投票等を行い、世界遺産のタイトルを失いながらも橋の建設を遂行した。



	A町	B町	C町
1 案	<ul style="list-style-type: none"> ● A町にとってメリットの大きな案だが、C町にとってメリットは乏しく、その協力は望めない（むしろ、定期便廃止の代替措置を講じる必要がある。）。 ● 建設資金の調達に当たってはB町の協力が不可欠だが、B町にとってよりメリットの大きい2案から1案への譲歩を引き出した上、建設費用を負担させる方策をどうするか。 ● A町の観光業にとってはメリットが大きいですが、漁業には深刻な影響を及ぼす可能性が高い。産業構造の転換に伴う社会的影響についてどのように考えるか（漁業関係者への何らかの補償が必要ではないか。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● B町としても建設協力（費用負担）が必要となるが、1案を採用するメリットをどこに見出すか。 ● 建設費用を負担するに見合うだけの条件として、A町からどのような有利な条件を引き出すことができるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● C町として協力するメリットは乏しい上、架橋に伴って廃止される定期便の代替措置を講じてもらえなければ、町の存続すら危うくなるものと思われる。C町にとって望ましい代替措置としてどのような案が考えられるか。また、そのような代替措置をA町に講じてもらうためには、どのような交渉があり得るか。
2 案	<ul style="list-style-type: none"> ● A町にとって世界遺産登録見送りのデメリットをどの程度重視するべきか（登録の有無のみで観光客は大幅減となるのか。歴史的価値やこれまでの経緯等により状況は変わり得るのではないか。）。 ● 利便性及び建設費用のメリットをどの程度重視するべきか（市街地への交通の便、殊に病院や学校へのアクセスは町民の生活基盤として極めて重要ではないか。また、建設費用を低額に抑えることにより、余った予算をバス等のインフラ整備や社会保障に充てることのできるという点も重要ではないか。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● B町にとって世界遺産登録見送りのデメリットをどの程度重視するべきか（登録の有無のみで観光客は大幅減となるのか。歴史的価値やこれまでの経緯等により状況は変わり得るのではないか。むしろ、現在の船着き場の活用策（リゾート島との連携等）による新たな観光ビジネスのチャンスとしてのメリットが大きいとは考えられないか。）。 ● 利便性及び建設費用のメリットをどの程度重視するべきか（市街地への交通の便、殊に病院や学校へのアクセスは町民の生活基盤として極めて重要ではないか。また、建設費用を低額に抑えることにより、余った予算をバス等のインフラ整備や社会保障に充てることのできるという点も重要ではないか。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政的な余裕のないC町にとって、建設費用が低額というメリットは大きいですが、A町とB町の本土とのアクセスが格段に良くなることによって、相対的なデメリットが発生する恐れがある。回避するためには、山脈へのトンネル掘削が有効であるが、C町単独での掘削は不可能であるため、A町・B町からトンネル掘削費用を負担させるにはどのような方策が考えられるか（トンネル掘削を新たな観光ビジネス開拓への先行投資として位置付けた上で、その利益をA町・B町にも享受させるということも考えられる。）。

3
案

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 漁業及び世界遺産登録との関係でデメリットを最小限に抑えられるという利点がある反面、メリットも小さいと考えられることからすれば、A町として建設に協力する意義は乏しいものと考えられるが、B町・C町からどのような条件を提示されれば建設協力の意義を見出せるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 山脈にトンネルを掘削しなければデメリットが大きいが、建設資金の調達に当たってはA町の協力が不可欠であるところ、A町にとってはメリットの小さい案であるため、いかなる条件を提示すればA町から建設費用を負担してもらうことができるか。また、A町への条件提示に当たってC町と連携してできることはあるか。 ● C町の得るメリットは多大であるにもかかわらず、C町の負担できる建設費用は少額にとどまる。C町からどのような有利な条件を引き出すことができるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 産業としては農業のみであり、また、現状においても交通の便が不十分であるC町にとっては、C町がダイレクトに本土と接続される上、観光ビジネス開拓の可能性もあるという3案は、流通問題や人口問題という観点からもメリットが極めて大きい。 ● 他方で、A町・B町からの建設資金の調達が不可欠であるが、いかなる条件を提示できるか。例えば、3案を採った上で、トンネルの掘削を行うとなると、A町・B町から合計13億円を支出してもらわなければならない。今後の観光ビジネスにおいて、各町との連携をいかに図るかという点から考えられないか。 |
|--|---|--|



ハウリス島には、西側にA町、中央にB町、東側にC町の3つの町がある。A町とB町にある「昔ながらの町並み」は、世界文化遺産の候補地に挙げられており、この町並みを目的としてこれまでも多くの観光客が訪れている。

しかし、ハウリス島には大きな病院、高校、大型商業施設がないため、本土まで定期船で行くしかなく、生活する上で非常に不便な地域となっている（定期船は、夜間や荒天時には運行しない。）。

そこで、定期船を廃止し、本土への橋を建設することとなったが、建設場所によって、各町にメリット・デメリットがある。

橋の建設費用（金額は【各案についての各町の利害状況】を参照）については各町の予算から捻出する必要がある。A町とB町は観光収入で多くの収入があるため、町の財政はさほど苦しくはないが、C町は農業のみが主産業であり、観光収入はほとんどなく、財政面は厳しい。

なお、ハウリス島の付近にあるリゾート島は日本屈指のリゾート地であり、夏季は多数の観光客が訪れるが、これまで特にハウリス島と接点はなく、直ちに資金援助は期待できない。

また、資金が残れば他の行政サービスに使用できるため、各町とも、最小限の負担となることを希望している。



法教育マスコットキャラクター
「ハウリス君」

【各町の中心部から市街地までの所要時間】

	A町	B町	C町
1案	40分	70分	90分
2案	45分	15分	95分 ^(※)
3案	100分	130分 ^(※)	50分
現状	90分	60分	140分

※ 山脈にトンネルを掘削した場合… 2案・C町=45分、 3案・B町=80分

【各案についての各町の利害状況】

※網掛けはデメリット

		A町 支出限度 7億円	B町 支出限度 6億円	C町 支出限度 2億円
1案 費用 10億円	利便性	現状に比べて市街地へのアクセスは格段に良くなる(40分)。	現状よりも悪化し、市街地まで相当な時間を要する(70分)。	市街地までなお相当な時間を要する(90分)。
	経済効果	車での集客が見込める。世界遺産の登録の可能性も維持される。	車での集客が見込める。世界遺産の登録の可能性も維持される。	特段の経済効果は見込めず、現状維持。
	その他	漁場に橋が建設されるため、漁業に影響が生じる可能性がある。		建設費用を負担せずに済む可能性がある。
2案 費用 8億円	利便性	現状に比べて市街地へのアクセスは格段に良くなる(45分)。	橋まで近く、市街地に直結するため、抜群に良い(15分)。	市街地までなお相当な時間を要する(95分)。 ^(※)
	経済効果	世界遺産の候補地から外される可能性があるため、観光収入に影響を及ぼす可能性がある。	世界遺産の候補地から外される可能性があるため、観光収入に影響を及ぼす可能性がある。	山脈にトンネルを掘ることができれば、C町へのアクセス向上により、サンゴ礁を活用した観光ビジネス開拓の可能性がある。
	その他	漁業への影響は生じない。	現在の船着き場を活用して、リゾート島クルーズなどの観光ビジネス開拓の可能性がある。	相対的にC町の魅力が下がり、C町からの人口流出に拍車がかかる恐れがある。
3案 費用 12億円	利便性	現状よりも悪化し、市街地まで相当な時間を要する(100分)。	現状よりも悪化し、市街地まで相当な時間を要する(130分)。 ^(※)	市街地へのアクセスは格段に良くなる(50分)。
	経済効果	車での集客が見込めなくはない。世界遺産の登録の可能性も維持される。	山脈にトンネルを掘ることができれば、車での集客が見込める。世界遺産登録の可能性も維持される上、リゾート島からの観光客の取り込みも期待できる。	リゾート島からのアクセスが確保されるため、サンゴ礁を活用した観光ビジネス開拓の可能性がある。
	その他	漁業への影響は生じない。	観光ビジネスの発展のためには、山脈にトンネルを掘ることが不可欠。	もともと主たる産業は農業であり、観光産業を興す基盤がない。

※ B町・C町間の山脈にトンネルを掘削することも可能(掘削費用: **3億円**)。



【課題】

どの場所に橋を建設することが島民全体の利益につながるか、話し合いをして決めよう。その際、建設費用をどのように負担するかも併せて決めること。

※ なお、橋の建設後は、現在の定期船は廃止される。

問1 どの場所に橋を建設するのが望ましいだろうか。【自分の立場】から考えよう。

【自分の立場】 <input type="checkbox"/> A町 <input type="checkbox"/> B町 <input type="checkbox"/> C町	【望ましいと考える案】 <input type="checkbox"/> 1案 <input type="checkbox"/> 2案 <input type="checkbox"/> 3案
【理由】	

問2 他の各案を採用するとした場合、どのような条件が整えば、譲歩することができるか（どのような条件が整えば、他の各案に対して建設費用を負担することができるか）について検討しよう。

【_____案について】
【_____案について】

問3 他の町と話し合っ、橋の建設場所・建設費用の負担額を決めよう。

【グループの結論】 <input type="checkbox"/> 1案 <input type="checkbox"/> 2案 <input type="checkbox"/> 3案
【理由】
【各町間の調整】
【メモ】



年 組 番 氏名

1 島全体の問題の根本的な解決を図るという観点から検討することができたか。

できた できなかった
(理由)

2 建設費用の負担について、合理的な検討ができたか。

できた できなかった
(理由)

3 他の町の立場の意見も尊重し、各立場にとってのデメリットについて、それを克服するための適切な方策を講じることができたか。

できた できなかった
(理由)

4 自分の考えた案とは異なる案で合意された場合、自分の町にとっても有利な条件を引き出すことができたか。

できた できなかった
(理由)

5 課題の解決に向けて、自分自身で考え、自分の意見を積極的に分かりやすく述べ、また、自分と異なる見解にも十分配慮して議論をし、様々な意見・利害を公平・公正に調整して合意を形成することができたか。

①自分の意見を積極的に分かりやすく述べるのが (できた できなかった)
 ②自分と異なる見解にも十分配慮して議論をすることが (できた できなかった)
 ③様々な意見・利害を公平・公正に調整することが (できた できなかった)
 (理由)



指導案(2)

新たなルールを考えよう
～ルールのない村～

●目標

- ・法やルールの意義及び役割（法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするものであること、法やルールには、人の行動を規制し、社会の秩序を維持するだけでなく、人の活動を促進したり、紛争を解決したりするなどの機能があること）について考えさせ、理解させる。
- ・どのような手続でルールを作成すればよいか（手続の公平性）、作成したルールをどのような視点で評価すればよいか（手段の相当性、明確性、平等性）について考えさせ、理解させる。

●教科等

- ・公民科「公共」

A 公共の扉

(3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

- (イ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること。

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

※ 本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

●指導計画【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ●課題把握 ・「ワークシート」を配布し、課題を把握させる。 	
展開① (5分)	<p>問1 「ルールのない村」の問題点は何だろうか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●個人ワーク 	<p>予想される生徒からの意見</p> <p>悪事を行った者に対する罰則（ルール）がないために、①悪事を働く者が出てくる、②被害を受けた者が直接仕返しをしている。</p>
展開② (10分)	<p>問2 この村にルールを作るとしたら、どのような内容にすれば良いだろうか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●ルールを作成する際の留意事項として、ルールの内容を評価する視点を説明する。 	<p>以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ルールづくり（ルールの在り方を考える）の概要「4 どのようなルールが良いか（ルールの内容）」→10ページ
	<ul style="list-style-type: none"> ●個人ワーク ・どのようなルールを作れば問題解決を図ることができるかを考えさせ、ルールを作成させる。 	<p>ルールの内容を評価する視点（手段の相当性、明確性、平等性）を踏まえてルールを作成させる。また、ルール違反者への対処方法（罰則の有無など）についても検討させる。</p>
展開③ (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ●グループワーク ・個人ワークの検討結果を踏まえ、問2をグループ（4名程度）で議論させ、ルールを作成させる。 	<p>他者と合理的な議論を行い、他者の意見を真摯に聞き、時には自らの意見を変え、より良い意見を創出していくことの重要性について理解させる。</p>
まとめ① (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表、講評 ・生徒に検討結果を発表させる。 ・教員による講評を行う。 	<p>生徒が作成したルールが、ルールの内容を評価する視点を踏まえたものとなっているかについて評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ルールの例 「人の畑から許可なく作物を持って行ってはならない。違反した者は、持って行った作物の2倍の作物を被害者に渡さなければならない」 ●不適切なルールの例 ・手段の相当性、平等性を欠くもの 「盗みをした者が所属する部族の者は全員で、被害者に弁償をしなければならない」 「盗みをした者は、被害者からの要求に何でも応じなければならない」



		<ul style="list-style-type: none"> ・明確性を欠くもの 「自分がされて嫌なことは、他人にしてはならない」 「悪いことをしてはいけない」
	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続の公平性を説明する。 	<p>以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ルールづくり（ルールの在り方を考える）の概要「3 どのようにルールを作るか（手続の公平性）」→9 ページ <p>※展開②, ③で作成したルールや、上記「不適切なルールの例」を取り上げ、「自分が村人だったとして、自分が全く知らないところで、一部の人たちだけでこのようなルールが勝手に作られていたら納得できるか」等と問い掛けてから、手続の公平性についての説明を行うことが考えられる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● ルールの意義・必要性和機能を説明する。 	<p>以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ルールの意義・必要性：ルールづくり（ルールの在り方を考える）の概要「2 ルールの意義・必要性について」→8 ページ ● ルールの機能：「はじめに」の「1（2）法の機能」の①, ②, ③→2 ページ <p>※④（資源を配分する機能）は、国家が一定の政策に基づいて、資源を配分するための機能であり、本指導案におけるルールと直接関連するとは言い難いため、ここでは取り上げない。</p>
<p>まとめ② (10分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「振り返りシート」を配布し、授業の振り返りを行う。 	<p>ルールの意義・役割については、次のような説明が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ルールの機能について、「人の畑から許可なく作物を持って行ってはならない。違反した者は、持って行った作物の2倍の作物を被害者に渡さなければならない」というルールがあれば、このルールによって、次の効果が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ①盗みをする自分が後で損をするという心理的抑制が働き、秩序が維持される（人の行動を規制し、社会の秩序を維持する機能） ②自分の畑から作物が盗まれることがあったとしても、持って行かれっぱなしにはならないと決まっているため、安心して作物を作ることができ、経済活動が促進される（人の活動を促進する機能） ③実際に盗みをした人がいた場合の紛争解決方法が明確になっており、紛争解決に資する（紛争を解決する機能） <p>※ルールの意義・必要性や機能について、より深く考えさせたい場合、「【コラム】共有地の悲劇」の事例（→23ページ）を用いることも考えられる。</p>

コラム

共有地の悲劇

「共有地の悲劇」は、アメリカの生物学者であるギャレット・ハーディンが1968年に「サイエンス」に発表した論文で、次のような内容です。

すべての人が使用できる牧草地を、想像していただきたい。そのとき、牧夫はおのおの、できるだけ多くの牛を共有地に放そうとすると考えられる。(中略) 各々の牧夫は彼の利得を極大化しようとする。(中略) 「私の群れにもう一頭加えると、私にいかなる効用が生ずるか」。(中略) 合理的な牧夫は、彼が取るべき唯一の行動はもう一頭を群れに加えることだ、と結論づけることになる。そして、もう一頭、もう一頭……と。しかしながら、共有地を分けあっているすべての合理的な牧夫が、このような結論に到達するのである。ここに、悲劇が生ずる。各人が、限りある世界において、限りなく自らの群れを増やすよう彼を駆り立てるシステムに、閉じ込められてしまうのである。共有地についての自由を信奉する共同体において、各人が自らの最善の利益を追求しているとき、破滅こそが、全員の突き進む目的地なのである。共有地における自由は、すべての者に破滅をもたらす。

〔出典〕ギャレット・ハーディン著／桜井徹訳「共有地の悲劇」シュレーダー＝フレチェット編／京都生命倫理研究会訳「環境の倫理 下」(晃洋書房, 1993年)

この「共有地の悲劇」を基にして、以下のような授業を行い、ルールの意義・必要性や機能について考えさせることも可能ではないでしょうか。

(生徒に提示する事案例)

ある村に共有の牧草地があり、村人はそれぞれそこで牛を育て、牛乳を搾り、それを売って生活していました。

当初、牧草地には牧草が豊かに茂っていましたが、村人がそれぞれ、競うようにして飼う牛の数を増やし続けた結果、牛たちが牧草を食べ尽くし、牧草地は荒れ果ててしまいました。食べる牧草がなくなった牛たちはやせて牛乳が出なくなり、村人は全員、収入がなくなっていました。

(生徒への問い掛け例と予想される意見)

- この牧草地が、自分一人だけで所有する牧草地だった場合、その人は牛の数を増やし続けると思いませんか。
 - ➔増やさない。牧草がなくならないように牛の数を調整する。
- 牧草地の牧草に限りがあることは分かっていたはずなのに、どうして村人たちは、それぞれ飼う牛の数を増やし続けたと思いませんか。
 - ➔自分が牛を増やさずに他の人が牛を増やしたら、自分だけ損をしてしまうと考えたから。
- このような悲劇を防ぐために、どのような方法が考えられますか。
 - ➔牧草地の利用についてのルールを決めておく。



ワークシート



年 組 番 氏名

昔あるところに「ルールのない村」があり、イヌやオオカミなどの犬族と、サルやゴリラなどの猿族が住んでいました。

この村では、皆、様々な作物を育て、それらを使った料理を提供するレストランを協力し合って経営しており、全員が豊かな暮らしをしていました。

そんなある日、わがままなサルが、イヌの畑から勝手にジャガイモを取って行ってしまいました。

イヌの話聞いた友人のオオカミは怒って、仕返しだと言って、サルとゴリラが共同で育てていたカブを勝手に持って行ってしまいました。

その後、犬族と猿族の間では、お互いの畑から作物を勝手に持って行くことが繰り返されるようになり、それまでは仲良くしていた犬族と猿族の村人同士までいがみ合うようになって、レストランを続けることはできなくなってしまいました。

また、村人全員が「一生懸命育てても、どうせ勝手に持って行かれてしまう」と考えるようになり、村で作物を育てる者はほとんどいなくなりました。

そして、村はどんどん貧しくなり、村人たちはその日食べる食料にも困るようになってしまいました。



問1 「ルールのない村」の問題点は何だろうか。

問2 この村にルールを作るとしたら、どのような内容にすれば良いだろうか。

【個人ワーク】

【グループワーク】

 振り返りシート



年 組 番 氏名

● ルールの内容について

【手段の相当性】

① 目的達成のために役に立つルールといえるか。
 いえる いえない

② (過剰なルールではなく) 目的に照らして、手段が適切といえるか。
 いえる いえない

【明確性】 複数の解釈ができるような曖昧なルールになっていないか。
 なっていない なっている

【平等性】 立場を入れ替えても受け入れられる内容となっているか。
 なっている なっていない

● ルールの意義・役割について

観点	① 社会の秩序を維持 することができるか	② 人々の活動が 促進されるか	③ 紛争が起こったとき、 解決することができるか
ルールがない場合 (ルールのない村)	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない (理由)	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない (理由)	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない (理由)
ルールがある場合 (ルールのある村)	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない (理由)	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない (理由)	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない (理由)

➡だから、ルールには意義があり、社会にはルールが必要である。



指導案(3) 海水浴場の利用ルールを作ろう

●目標

- ・どのような手続でルールを作成すればよいか（手続の公平性），作成したルールをどのような視点で評価すればよいか（手段の相当性，明確性，平等性）について考えさせ，理解させる。
- ・法やルールの意義及び役割（法は共生のための相互尊重のルールであり，国民の生活をより豊かにするものであること，法やルールには，人の行動を規制し，社会の秩序を維持するだけでなく，人の活動を促進したり，紛争を解決したりするなどの機能があること）について考えさせ，理解させる。

●教科等

- ・公民科「公共」

A 公共の扉

(3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて，幸福，正義，公正などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

- (イ) 人間の尊厳と平等，個人の尊重，民主主義，法の支配，自由・権利と責任・義務など，公共的な空間における基本的原理について理解すること。

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて，現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し，幸福，正義，公正などに着目して，他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 法や規範の意義及び役割，多様な契約及び消費者の権利と責任，司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に，憲法の下，適正な手続きに則り，法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し，個人や社会の紛争を調停，解決することなどを通して，権利や自由が保障，実現され，社会の秩序が形成，維持されていくことについて理解すること。

※ 本指導案については，現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において，その目標及び内容に即して工夫することにより，実施することも考えられる。

●指導計画【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題把握 ・ 「資料」及び「ワークシート」を配布し、課題を把握させる。 	
展開① (10分)	<p>問1 どのような条例を作ればよいだろうか。項目ごとに考えよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● ルールを作成する際の留意事項として、ルールの内容を評価する視点を説明する。 ● 個人ワーク <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような条例を作れば問題解決を図ることができるかを考えさせ、条例案を作成させる。 	<p>以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ルールづくり(ルールの在り方を考える)の概要「4 どのようなルールが良いか(ルールの内容)」→10ページ <p>各自が条例案を作成する権限がある前提で、利害関係者の主張、ルールの内容を評価する視点(手段の相当性、明確性、平等性)及び次の観点を踏まえ、条例案を検討する。</p> <p>[観点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利害関係者の誰もが納得できる内容を目指すこと ● 誰に向けたルールなのか、ということ意識すること(海水浴客なのか事業者なのかなど) ● ルール違反者への対処方法についても検討すること(罰則の有無)
展開② (15分)	<p>問2 それぞれの案を持ち寄って話し合い、どの利害関係者からも納得の得られる内容の条例を作ろう。 ※単に項目を列挙するのではなく、文章化すること。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク ・ 個人ワークの検討結果を踏まえ、問2をグループ(4名程度)で議論させ、条例を作成させる。 	<p>他者と資料等に基づいた合理的な議論を行い、他者の意見を真摯に聞き、時には自らの意見を変え、より良い意見を創出していくことの重要性について理解させる。</p> <p>単に「○○とする」という項目の列挙にとどまることなく、条例として成文化したものを作成させる。</p> <p>議論の冒頭又は途中で、ルールを作るに当たり、「目的を達成する手段として個人の自由を必要以上に制限していないか」と問い掛け、議論を深める。</p>



<p>まとめ① (10分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発表, 講評 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒に検討結果を発表させる。 ・教員による講評を行う。 	<p>生徒が作成したルールが, ルールの内容を評価する視点を踏まえたものとなっているかについて評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ルールの例 <ul style="list-style-type: none"> ・「海水浴場内施設の閉店時間は, 20時とする」 ・「事業者が閉店時間の規定に違反したときは, 指導を行うこととする。指導を行っても改善されないときは, 1週間の営業停止処分とする」 ● 不適切なルールの例 <ul style="list-style-type: none"> ・手段の相当性, 平等性を欠くもの 「事業者が閉店時間の規定に違反したときは, 海水浴場の全事業者を営業停止処分とする」 ・明確性を欠くもの 「利用者も事業者も, 他人に迷惑を掛ける行為をしてはならない」
	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続の公平性を説明する。 	<p>以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ルールづくり (ルールの在り方を考える) の概要「3 どのようにルールを作るか (手続の公平性)」⇒9 ページ <p>※展開①, ②で作成したルールや, 上記「不適切なルールの例」を取り上げ, 「自分が関係者だったとして, 自分が全く知らないところで, 一部の人たちだけでこのようなルールが勝手に作られていたら納得できるか」等と問い掛けてから, 手続の公平性についての説明を行うことが考えられる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● ルールの意義・必要性和機能を説明する。 	<p>以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ルールの意義・必要性: ルールづくり (ルールの在り方を考える) の概要「2 ルールの意義・必要性について」⇒8 ページ ● ルールの機能: 「はじめに」の「1 (2) 法の機能」の①, ②, ③⇒2 ページ <p>※④ (資源を配分する機能) は, 国家が一定の政策に基づいて, 資源を配分するための機能であり, 本指導案におけるルールと直接関連するとは言い難いため, ここでは取り上げない。</p>

<p>まとめ② (10分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「振り返りシート」を配布し、授業の振り返りを行う。 	<p>ルールの意義・役割については、次のような説明が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ルールの機能について、「事業者が閉店時間の規定に違反したときは、指導を行うこととする。指導を行っても改善されないときは、1週間の営業停止処分とする」というルールがあれば、このルールによって、次の効果が考えられる。 <p>①違反をすると自分が後で損をするという心理的抑制が働き、秩序が維持される（人の行動を規制し、社会の秩序を維持する機能）</p> <p>②違反行為が明確に定められていることにより違反にならない行為が明確となり、安心して事業を営むことができ、経済活動が促進される（人の活動を促進する機能）</p> <p>③実際に違反をした人がいた場合の紛争解決方法が明確になっており、紛争解決に資する（紛争を解決する機能）</p> <p>※ルールの意義・必要性や機能について、より深く考えさせたい場合、「【コラム】共有地の悲劇」の事例（⇒23ページ）を用いることも考えられる。</p> <p>※以下の参考事例を紹介することで、現実問題として捉えさせることも考えられる。</p>
-----------------------	---	---

●参考：逗子海水浴場事業者・利用者ルール

神奈川県逗子市は、海岸区域に近接して住宅が密集している逗子海岸の地域的な特性に鑑み、安全で快適な逗子海水浴場の確保のため、関係者（市民、観光・商工団体、自治会、市職員等）による検討を経て、次のようなルールを導入した。

[事業者側のルール]

- ・海の家は20時閉店とし、クラブ化・ライブハウスの形態での営業は禁止
- ・海の家は砂浜を清掃し、組合はごみ収集業者との契約等を行う
- ・違反行為によっては、営業停止等の処分を行う

[利用者側のルール]

- ・砂浜での飲酒の禁止（海の家では可能）
- ・スピーカー等の使用の禁止
- ・水上オートバイ等の遊泳区域への乗り入れ禁止、砂浜への持込禁止
- ・自らの出したごみを持ち帰る



資料



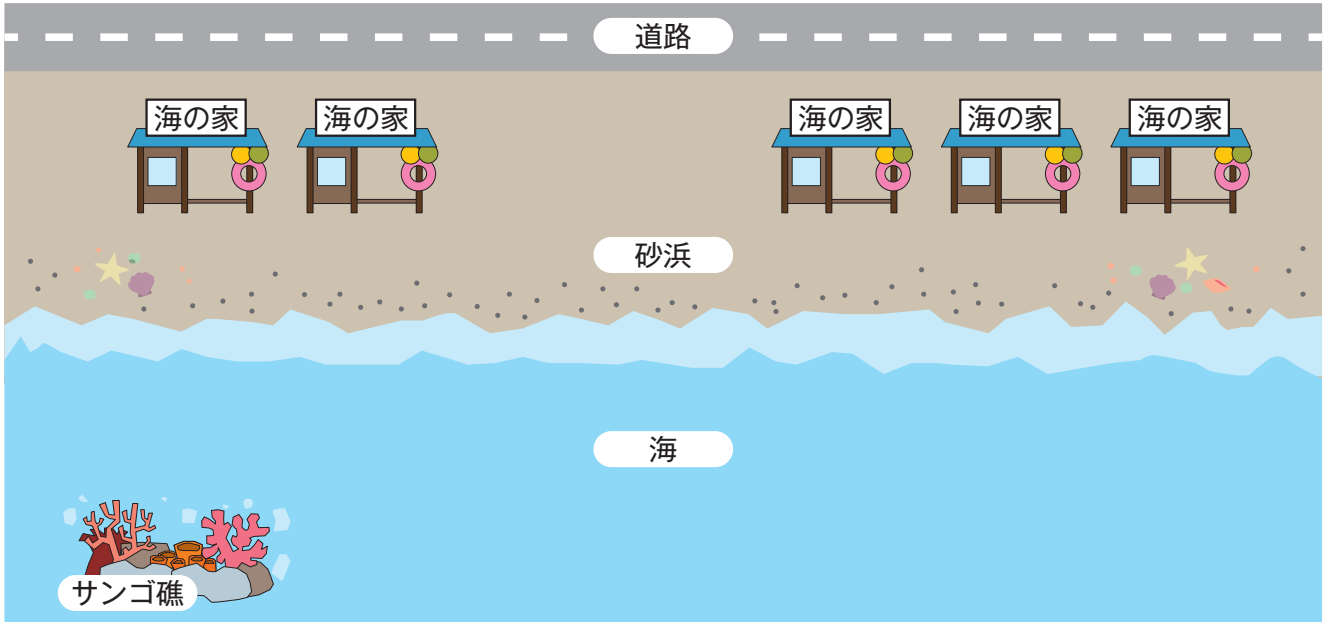
住宅街

ホテル・
旅館

飲食街



空き地



ハウリス町は、美しい海やサンゴ礁などの自然が豊かで、海水浴やダイビングを目的とした観光客が多く、人気の観光地となっている。しかし、最近、海水浴客の増加に伴い様々な問題が起きている。

町としては、雇用創出や地域活性化などの観点から、この町ほぼ唯一の産業である観光産業を更に発展させたいと考えている一方で、住民だけでなく、観光客からの苦情も増加していることから、海水浴場の利用に関する条例を制定して、問題の解決を図りたいと考えている。



法教育マスコットキャラクター
「ハウリス君」

主な問題

〈ハウリス町の産業について〉

夏の観光業がほぼ唯一の産業であり、観光客の減少、つまり、この期間の収入の減少は、多くの町民の死活問題に直結する。

〈騒音について〉

海の家が大きな音楽をかけたり、海水浴客が深夜まで大声で騒いだりして、騒音が問題となっている。

〈飲酒・喫煙について〉

飲酒した海水浴客が騒いだり、ビーチで喫煙していたりするため、悪評が立ち、家族連れの海水浴客が減少している。

〈水上バイクについて〉

水上バイクが海水浴場内やサンゴ礁の上を自由に通行しているため、泳いでいる海水浴客やサンゴ礁を見るためにダイビングをしている人との接触事故が起きた場合、重大事故になりかねない。

〈ごみについて〉

海水浴客によって大量のごみが浜辺に置き去りにされるなど、環境が悪化している（現在は町がごみの処理費用を負担しているが、通常のごみ収集車だけでは、回収ができないほどになってきている。このままの状態が続けば、ごみ処理のための税金投入を増やさなければならず、結果として、他の行政サービス（学校の改修など）の停滞を招いてしまう。）。

ごみによる自然破壊（砂浜のごみによる海の汚れやサンゴ礁へのダメージ）も問題となっている。

利害関係者の主張



住民

一部の海水浴客や海を家の行動には本当に迷惑している。しかし、あまり厳しいルールを作ってしまうと客離れにつながり、町が衰退してしまうのも問題だ。



事業者（海の家）

大きな問題は7～9月の3か月間だけなので、海水浴客のおかげでこの町は潤っているのだから、少くらの問題は受け入れるべきだ。仮にルールを作るのであれば、海水浴客のことを一番考えたものにするべきではないか。



海水浴客（独身者層）

日常から解放されるために来ているのだから、観光地に来てまで厳しいルールに縛られたくない。



海水浴客（ファミリー層）

泊まりがけで来たりするのだから、子どもと一緒に夜に花火などをして楽しみたい。しかし、あまり治安が良くないようなら、来年からは違う海水浴場にしようかな。



ホテル、旅館

夏は一番繁盛する季節なので、利用客が減少すれば、経営が成り立たなくなってしまう。



【課題】

この問題を解決するためには、どのようなルール（条例）を作ればよいだろうか。利害関係者それぞれの主張を踏まえて考えよう。

問1 どのような条例を作ればよいだろうか。項目ごとに考えよう。

条例案	その条例案を作成した理由
①騒音対策について	
②ビーチでの飲酒・喫煙について	
③水上バイクについて	
④ごみ対策等について	
⑤ルールを守らせるための手段・方策について（罰則を設けることも含めて検討）	

問2 それぞれの案を持ち寄って話し合い、どの利害関係者からも納得の得られる内容の条例を作ろう。 ※単に項目を列挙するのではなく、文章化すること。

条例	その条例を作成した理由
①騒音対策について	
②ビーチでの飲酒・喫煙について	
③水上バイクについて	
④ごみ対策等について	
⑤ルールを守らせるための手段・方策について（罰則を設けることも含めて検討）	



年 組 番 氏名

● ルールづくりの手續について

【手續の公平性】

「誰が決めた」ルールなのか（本件では町議会）ということや、その作成過程にルールの適用を受ける人たちが参加することの重要性について、意識することができたか。

できた できなかった

● ルールの内容について

【手段の相当性】

① 目的達成のために役に立つルールといえるか。

いえる いえない

[理由]

② (過剰なルールではなく) 目的に照らして、手段が適切といえるか。

いえる いえない

[理由]

【明確性】 複数の解釈ができるような曖昧なルールになっていないか。

なっていない なっている

[理由]

【平等性】 立場を入れ替えても受け入れられる内容となっているか。

なっている なっていない

[理由]

罰則を設けてまで他人にルールを強制することは適切か、(仮に適切だとして) その理由は何かに
ついて、検討することができたか。

できた できなかった

[理由]

● ルールの意義・役割について

作成したルールによって、

① 社会の秩序を維持することができるか。

できる できない

② 人々の活動が促進されるか。

できる できない

③ 紛争が起こったとき、解決することができるか。

できる できない



指導案(4)

大学入試のアフーマティブ・アクションについて考えよう

●目標

- ・作成したルールをどのような視点で評価すればよいか（手段の相当性，明確性，平等性）について考えさせ，理解させる。
- ・社会情勢の変化や新たに生じた問題に対応するため，既存のルールを修正する場合があることを理解し，主体的にルールを作成し，利用する意識を育てる。

●教科等

- ・公民科「公共」

A 公共の扉

(3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて，幸福，正義，公正などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

- (イ) 人間の尊厳と平等，個人の尊重，民主主義，法の支配，自由・権利と責任・義務など，公共的な空間における基本的原理について理解すること。

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて，現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し，幸福，正義，公正などに着目して，他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 法や規範の意義及び役割，多様な契約及び消費者の権利と責任，司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に，憲法の下，適正な手続きに則り，法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し，個人や社会の紛争を調停，解決することなどを通して，権利や自由が保障，実現され，社会の秩序が形成，維持されていくことについて理解すること。

※ 本指導案については，現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において，その目標及び内容に即して工夫することにより，実施することも考えられる。

● 指導計画【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題把握 ・「ワークシート1」を配布し、課題を把握させる。 	
展開① (15分)	<p>問1 【個人ワーク】 ホウリス大学のカメ枠の導入は公正だろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人ワーク ・第1印象として、カメ枠の導入が公正かどうか、その理由も含めて検討させる。 	<p>大学入試において、ウサギとカメで異なった取扱いをすることが公正といえるかどうか検討させる。</p> <p>なお、問を、「公正だろうか」ではなく、「納得できるか」としてもよい。</p> <p>検討後、必要に応じて、生徒がいずれを選択したか、挙手で確認する。</p>
	<p>問2 【個人ワーク】 なぜ、ホウリス大学はカメ枠を導入したのか、【資料】を基に、ホウリス大学の立場から考えよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人ワーク ・「資料」を配布し、資料を基に、ホウリス大学がカメ枠を導入した理由を考察させる。 	<p>ホウリス大学の立場から検討させる。</p> <p>検討後、必要に応じて、生徒から発表させる。</p>
展開② (15分)	<p>問3 ホウリス大学は、カメ枠の導入理由を「植民地時代から続く種族間の格差をなくすため、一定期間に限って実施する予定である」と発表した。</p> <p>①【個人ワーク】(1)～(3)について考えよう。</p> <p>(1) ホウリス大学が達成しようとしている目的(種族間格差の解消)は合理的だろうか。</p> <p>(2) カメ枠の導入は、その目的を達成するための手段として合理的だろうか。</p> <p>(3) 以上の検討を踏まえ、カメ枠の導入が公正な提案といえるかどうか、もう一度考えよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人ワーク ・「ワークシート2」を配布し、(1)～(3)について検討させる。 ・「参考資料」を配布し、37ページを参考に「平等についての考え方」を説明した上で、検討を行わせてもよい。 ※この説明は、「まとめ」において行ってもよい。 	<p>問1で考えた自分の考えを変更することは可能であることを伝えた上で、取り組ませる。</p> <p>(1)の検討に当たっては、現存する種族間の格差を放置して社会の分断が進むと、カメの貧困化による治安の悪化が生じ、社会全体としての犯罪発生率が上がる恐れがあることなど、ウサギ側から見ても、種族間の格差解消に取り組む理由があることを示すなどして、生徒が、この課題について実感を持ち、社会の一員として検討を行うよう促すことが考えられる。</p> <p>検討後、必要に応じて、生徒から発表させる。</p>



	<p>②【グループワーク】グループで意見交換をしよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グループワーク ・個人ワークの検討結果を踏まえ、グループ（4名程度）で議論させ、意見交換を行う。 	<p>グループとして一つの結論を出すものではない。</p> <p>他者と資料等に基づいた合理的な議論を行い、他者の意見を真摯に聞き、時には自らの意見を変え、より良い意見を創出していくことの重要性について理解させる。</p>
<p>展開③ (5分)</p>	<p>③【個人ワーク】グループワークを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●検討の際の留意事項として、ルールの内容を評価する視点を説明する。 	<p>あなたが公正だと考える提案を考えよう。</p> <p>ルールの内容を評価する視点の説明に当たっては、以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ルールづくり（ルールの在り方を考える）の概要「4 どのようなルールが良いか（ルールの内容）」→10ページ <p>※本指導案では、平等についての考え方を題材としているため、ルールの内容を評価する視点のうち、「平等性」についての説明・検討は省略する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●個人ワーク ・グループワークを踏まえ、「公正だと考える提案」を検討させる。 	<p>他者との議論を踏まえ、自分の考えを客観的に捉えさせ、どのような提案であれば公正であるかを、新たなルールとして検討させる。</p> <p>状況が変化した場合には、状況に応じてルールを変更するという、批判的かつ柔軟な思考が必要であることを理解させる。</p>
<p>まとめ① (5分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表 ・生徒に検討結果を発表させる。 	<p>予想される生徒からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カメの大学進学を促進するため、カメを対象とする奨学金等を支給する ・カメには、入学試験の際、一定の点数を加算する ・入学試験の結果、同じ点数の者が複数いた場合、カメを優先する
<p>まとめ② (5分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●講評 ・展開③で検討させた「公正だと考える提案」が、ルールの内容を評価する視点を踏まえたものとなっているかを振り返らせる。 ・展開②において、「平等についての考え方」を説明していなかった場合には、展開②や展開③で出た生徒の意見を集約する形で、まとめとして、「参考資料」を配布し、37ページを参考に「平等についての考え方」について説明する。 	<p>提案（ルール）の内容を評価する視点からは、次のような説明が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手段の相当性：何を目的とした提案なのか、その目的は合理的なものか、その目的のために役に立つ提案なのか、役に立つとしても手段として適切（合理的）か。 ・明確性：意味がはっきりと分かるか、複数の解釈ができないか。

● 平等についての考え方

「平等」は、「自由」とともに、近代立憲主義の中核を形成する概念であり、この二つは、相互に密接に関連する原理として捉えられています。

「平等」の考え方については諸説ありますが、一般に以下のように分類されています。

1 異なった取扱いを認めてよいかどうか

(1) 絶対的平等

各人の現実の差異は考慮せず、全ての取扱いにおいて絶対的に平等であることを要求し、異なった取扱いは一切認めるべきではないという考え方です。この事案でいえば、ウサギとカメとで異なった取扱いをすることは一切認められず、カメ枠の導入は公正とはいえない、という意見に親和的です。

(2) 相対的平等

各人の現実の差異を考慮せずに均一に取り扱うことは、かえって不合理な結果を生じさせることもあるとして、差異を考慮に入れた取扱いを認めるべきとする考え方です。

異なった取扱いがなされた場合、その区別が合理的なものであれば許容される一方で、不合理な区別は差別として禁止されることとなります。

この事案でいえば、カメ枠の導入が合理的な区別とすることができれば許容される一方で、不合理な区別であれば差別にあたり、許されないと言えるでしょう。

一般的に、日本国憲法第14条は相対的平等を意味していると解されています。

2 アファーマティブ・アクション（積極的差別解消措置）

社会的・構造的な差別によって不利益を被ってきた人々に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなど、実質的な機会均等を実現するために講じる暫定的な優遇措置のことを言います。アメリカにおいては、特に、人種・民族的マイノリティや女性に対し、大学入学や雇用における特別枠を設けるなどの優遇措置が行われてきた経緯があります。

歴史的に差別を受け続けてきた人々は、現在、その差別が解消されていたとしても、これまでの差別が原因で、社会的・経済的に弱い立場にあり、その他の人々と同じスタートラインに立つことが難しい場合もあるため、これらの人々に対し、「機会の平等」を実質的に保障するためには、これまでの差別によって生じた社会的・経済的不平等を是正できるだけの特別の積極的優遇措置をとる必要があるとするのが、アファーマティブ・アクションを肯定する立場からの根拠です。

他方、このような優遇措置に対しては、優遇措置を受けられない人々の「機会の平等」が奪われ「逆差別」となるといった指摘がなされるようになり、現在も、その是非については議論のあるところ です。



ワークシート 1



年 組 番 氏名

【事例】

ホウリス国は、長らくウサギ国の植民地であり、原住民であるカメは、ウサギから迫害を受け、経済的に恵まれない生活を送っていた。その後、ホウリス国は今から約50年前に独立し、ホウリス国に残ったウサギと原住民のカメは一緒に暮らし始めた。

月日が流れ、現代に至り、ホウリス国におけるウサギとカメの人口比率は等しくなったが、植民地時代に迫害を受けていたカメは、相変わらず貧しい暮らしを送っており、豊かな暮らしを送っているウサギとの経済格差が、ホウリス国で大きな社会問題となっている。

そのような中、現在、在学生の80%以上がウサギであるホウリス大学は、来年度の入試から「入学定員の50%をカメ枠とする」という方針を発表した。

問 1 【個人ワーク】 ホウリス大学のカメ枠の導入は公正だろうか。

 公正だ

 公正ではない

【理由】

問 2 【個人ワーク】 なぜ、ホウリス大学はカメ枠を導入したのか、【資料】を基に、ホウリス大学の立場から考えよう。

【理由】



ワークシート2



年 組 番 氏名

問3 ホウリス大学は、カメ枠の導入理由を「植民地時代から続く種族間の格差をなくすため、一定期間に限って実施する予定である」と発表した。

①【個人ワーク】(1)～(3)について考えよう。

(1) ホウリス大学が達成しようとしている目的(種族間格差の解消)は合理的だろうか。

<input type="checkbox"/> 合理的だ · <input type="checkbox"/> 合理的ではない
【理由】

(2) カメ枠の導入は、その目的を達成するための手段として合理的だろうか。

<input type="checkbox"/> 合理的だ · <input type="checkbox"/> 合理的ではない
【理由】

(3) 以上の検討を踏まえ、カメ枠の導入が公正な提案といえるかどうか、もう一度考えよう。

<input type="checkbox"/> 公正だ · <input type="checkbox"/> 公正ではない
【理由】

②【グループワーク】グループで意見交換をしよう。

賛成派	反対派
【理由】 	【理由】

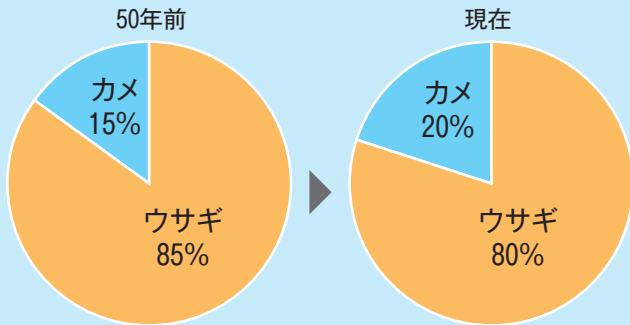
③【個人ワーク】グループワークを踏まえ、あなたが公正だと考える提案を考えよう。

【公正だと考える提案】



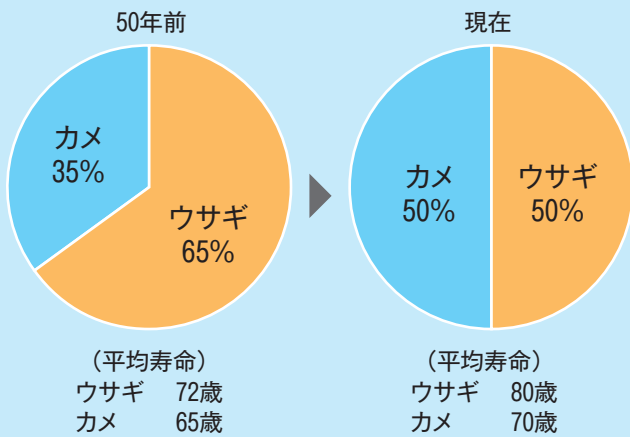
資料

ホウリス大学の在籍比率

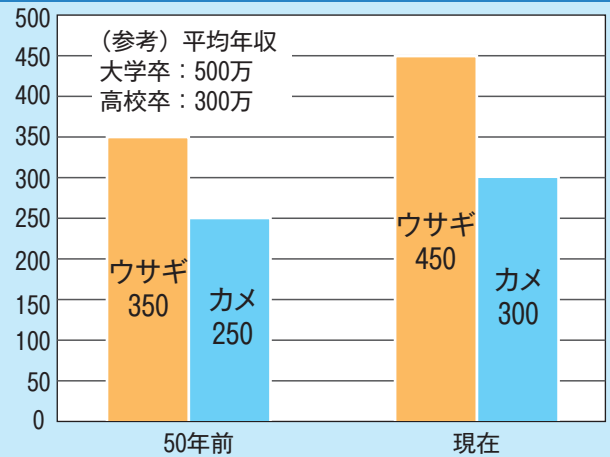


法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」

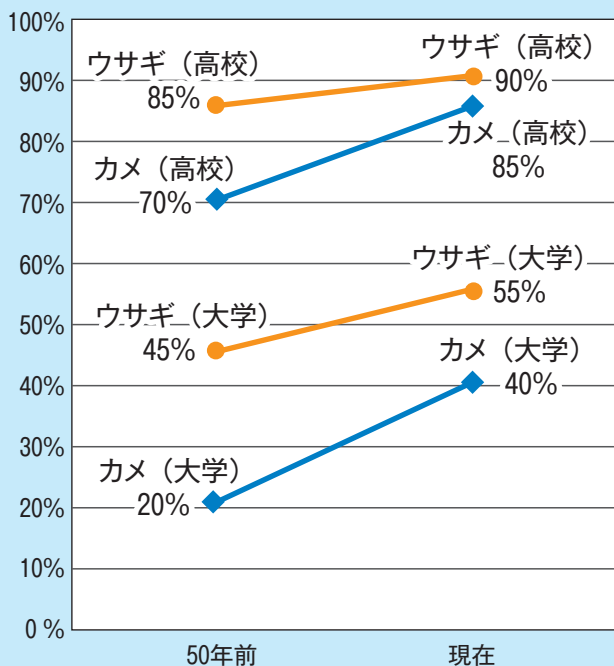
人口比率



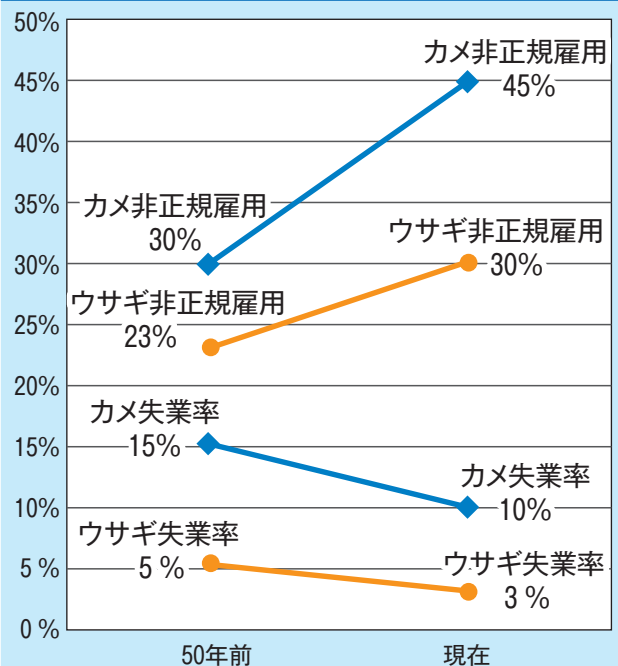
平均年収



進学率



失業率, 非正規雇用割合



※ 非正規雇用：「パートタイマー」、「アルバイト」、「契約社員」、「派遣社員」などの、正規雇用以外の雇用をいう。



参考資料 平等についての考え方

【参考①】 異なった取扱いを認めてよいか

絶対的平等	現実に存在している違いを考慮せず、異なった取扱いは一切認めるべきではないという考え方
相対的平等	現実に存在している違いを考慮に入れた取扱いを認めるべきとする考え方 合理的な区別は許容されるが、不合理な差別は禁止される

【参考②】 アファーマティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被ってきた人々に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなど、実質的な機会均等を実現するために講じる暫定的な優遇措置のこと



法教育マスコットキャラクター
「ハウリス君」



私法と契約



概 要

1 契約は生活を豊かにするものであること

私たちの生活は、契約に囲まれているといっても過言ではありません。

例えば、コンビニでお弁当を買う（売買契約）、電車に乗る（旅客運送契約）、スキー場でスキーウェアやスキー板を借りる（賃貸借契約）、友達からお土産をもらう（贈与契約）、これらは全て契約です。私たちには、契約を一度もしないまま一日を過ごす日はないかもしれません。

旅行に行ったり、コンサートに行ったりといった趣味を楽しむ際にも、契約が必要ですし、将来的には、資金の融資を銀行から受けて会社を立ち上げるなどといった形で契約と関わる生徒もいるかもしれません。

このように契約は、人が生きていく上で避けては通れないものです。そして、人々の生活や社会を豊かにするためにあるものであると言えます。

2 契約の基本的な考え方

(1) 契約とは

契約とは、当事者双方の意思表示（考えを表すこと）が合致することで成立する約束のことです。

例えば、「この本を1,000円で売る」、「この本を1,000円で買う」という売手と買手の意思表示が合致することで売買契約が成立します。

売買契約のほか、贈与契約、賃貸借契約、雇用契約など様々な形の契約があります。これらはいずれも、意思表示が合致したといえれば、契約書を作成しなくても契約が成立します。それがたとえ口約束であっても、当事者間の意思表示が合致した以上、契約は成立するのです。

他方、例えば、自分の名前が書かれた、身に覚えのない契約書が存在していたとしても、当事者双方の意思表示の合致がなければ、契約が成立したとは言えません。

(2) 契約自由の原則（私的自治の原則）

契約の基本的な考え方として、契約自由の原則（私的自治の原則）があります。

契約自由の原則は、個人と個人の間で結ばれる契約については、国家が干渉せず、それぞれの個人の意思を尊重するという原則のことを言います。私的自治の原則も、ほぼ同じことを意味しています。

この契約自由の原則（私的自治の原則）は、個人の自由を尊重し、国家はできるだけ私人同士の関係に干渉すべきではないという近代法の考え方に基づいています。

具体的には、

- 契約を結ぶかどうかをそれぞれの個人が自由に決めることができる
- 契約を結ぶとしても、誰と結ぶか、どのような内容の契約を結ぶかをそれぞれの個人が自由に決めることができる

というものです。

契約の成立には両当事者の合意が必要ですので、片方の当事者だけが契約の成立を望んでいたとしても、もう片方の当事者がそれを拒めば、契約は成立しません。

そして、両当事者が自分の意思で合意して契約が成立した以上は、契約の効力として、両当事者にそれぞれ権利と義務が発生し、義務を履行する責任が生じます。

例えば、商品の売買契約であれば、売主には代金を請求する権利と商品を引き渡す義務が生じる一方で、買主には商品の引渡しを求める権利と代金を支払う義務が生じ、それぞれ義務を履行する責任が生じます。

もし、結んだ契約の内容がきちんと実行されない、例えば、代金を支払ったのに商品がもらえない、事前にアパートの家賃を支払っているのに別の人が住んでいたなどといったことが当たり前になる社会だったら、どのような事態になるのでしょうか。そのような社会であれば、安心して、物を買ったり、アパートを借りたりといった経済活動ができなくなってしまいます。

また、売主や貸主の立場から考えても、商品を引き渡したのに代金を支払ってもらえない、アパートを貸したのに家賃を支払ってもらえないなどといったことが当たり前になる社会であれば、誰も物を売ったり、貸したりしようとは考えなくなるでしょう。

そのようなことにならないよう、皆が安心して契約を結ぶことができるように、契約が成立した以上は、両当事者にそれぞれ義務を履行する責任が生じるのです。

同じ理由から、一度成立した契約を当事者いずれかの都合で解消することは、原則としてできません。

もっとも、このような考え方は、契約を結ぶ時点で、両当事者が自分の意思で合意して契約をしていることが前提となっています。

ですから、契約した時点で、どちらかの意思が不完全であれば、意思表示が合致したとはいえず、その契約は解消できることになります。

3 実質的な平等を図るための例外

契約自由の原則は、対等な個人同士の契約を前提としています。しかし、現実の社会に目を向けると、必ずしも、対等な個人の間でばかり契約が行われているとは限りません。例えば、一般の消費者と事業者との間には、商品に対する情報の質や量、交渉力に格段の差があることは明らかです。

消費者などの社会的・経済的弱者に一定の保護を与えることなく、対等な個人を前提とする契約自由の原則を徹底すると、事業者などの社会的・経済的強者にとって有利な契約ばかりが成立しかねず、かえって不平等や不公正な結果となってしまいます。

そこで、実質的な平等を図り、社会的・経済的弱者を保護するために契約自由の原則が修正（制限）され、当事者が合意した内容であっても、契約として効力を生じなかったり、契約の解消が認められたりと、例外的に特別な制度が設けられています。

- 消費者と事業者との間の情報の質・量、交渉力の格差に着目して、消費者を保護し、事業者との間での実質的な平等を図るために設けられた制度・規定



→クーリング・オフ制度（特定商取引に関する法律）、事業者の不当な勧誘や契約条項から消費者を守るための規定（消費者契約法）

●労働者を保護し、雇用者との間での実質的平等を図るために設けられた規定

→労働基準法、最低賃金法

これらの特別な制度によって、社会的・経済的弱者を保護するための様々な手当が行われています。このような社会的・経済的弱者を保護するための特別な制度を授業で取り上げる際には、

●契約は身近なものであり、人々の生活を豊かにするものであること

●契約の基本的な考え方として、契約自由の原則があること

●契約の内容は守らなければならない、一度結んだ契約は原則として解消できないこと

を前提として、「なぜ契約自由の原則に例外があるのか」を考えさせた上で取り上げると、生徒の理解がより深まるものと思われます。

※ 参考：消費者教育に関するウェブサイト

消費者庁ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

コラム

契約は誰でも結ぶことができるのか

(未成年者による契約と成年後見制度について)

職業・性別などにかかわらず、誰でも、契約を結ぶことができるというのが原則です。しかし、契約には、責任・義務が伴いますので、十分な判断能力を有しない人が契約を結び、不利益を負うことを避けるため、日本の民法では、大きく分けて二つの例外規定を置いています。

その一つ目は未成年者による契約の取消しで、二つ目は成年後見制度です。

①未成年者による契約の取消しについて

未成年者は、成年者と比べて、一般的に、知識、経験、判断能力が未熟です。

ですから、未成年者が行う契約によって生じ得る不利益から未成年者を保護するため、民法では、原則として、未成年者が法定代理人（両親など）の同意を得ないで行った法律行為（契約など）は取り消すことができると定められています。

もっとも、以下のような場合には、未成年者であることを理由として契約を取り消すことはできません。

- ・単に権利を得、義務を免れる行為（未成年者に不利益が生じないため）
例. 物をもらう契約、支払を免除される契約などの場合
- ・法定代理人が処分を許した財産の処分（法定代理人の判断を経ているため）
例. 小遣いで買い物をするなどの場合
- ・未成年者が詐術を行った場合（自ら保護の利益を放棄しているため）
例. 年齢を20歳以上であるなどと偽ったような場合

なお、2018年（平成30年）6月に民法の一部を改正する法律が成立し、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりましたので、その施行日（2022年4月1日）以降は、18歳以上の人は、未成年者であることを理由として、契約を取り消すことができなくなります。

②成年後見制度について

成年であっても、病気、障害、高齢などの理由で、判断能力が不十分な人もいます。その人たちが、自身の行った契約によって不利益を被ることのないよう、保護し、支援するため、成年後見制度が定められています。成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。

法定後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。成年後見人等には、本人の子などの親族のほか、弁護士、司法書士などの専門家が選ばれることも多くあります。



指導案 契約とは何か

●目標

- ・契約が日常生活において身近なものであること、契約が個々の生活を豊かにするものであることを実感させる。
- ・私法分野について学習機会の充実を図る。私法の基本的な考え方である私的自治の原則（契約自由の原則）や、契約に関する基本的な考え方（契約は、当事者双方の意思表示が合致することで成立し、その結果、当事者双方に権利と義務が発生すること）について理解させる。
- ・具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、一旦成立した契約を例外的に解消できる場合について理解させる。
- ・契約自由の原則の例外として、経済的・社会的弱者を保護し、実質的な平等を図るための手当が行われていることを理解させる。

●教科等

- ・公民科「公共」

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

※ 本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

また、自立した消費者として適切な意思決定に基づいて行動できるようにすることをねらいとした単元の一部として指導する場合には、新学習指導要領の家庭科「家庭基礎」及び「家庭総合」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

●指導計画

・基本編 ～「桃太郎」における桃太郎とサルとの間の契約～【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な契約例を考えさせる。 ・「契約をしたことがあるか」と発問する(挙手など)。 ・「どのような契約をしたのか」と発問する。 	<p>以下の契約例を紹介し、契約が身近なものであることを理解させる。</p> <p>[契約の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●店で商品を買う(売買契約) ●友達から旅行のお土産をもらう(贈与契約) ●スキー場でスキーウェアやスキー板を借りる(賃貸借契約) ●アルバイトをする(雇用契約) ●携帯電話を契約する
	<ul style="list-style-type: none"> ●契約自由の原則(私的自治の原則)を説明する。 	<p>以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●私法と契約の概要「2(2)契約自由の原則(私的自治の原則)」→44ページ
展開① (7分)	<ul style="list-style-type: none"> ●課題把握 ・「ワークシート1」を配布し、課題を把握させる。 	<p>※本教材の基本編においては、生徒にとって身近なテーマを基に「契約」について考えさせるため、童話「桃太郎」を取り上げているが、「鬼退治」を「人に危害を加えることを内容とする契約」として捉えた場合、日本の民法では、かかる契約は「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為」(民法第90条)として無効とされる場合がある。</p>
	<p>問1 契約書を作ってみよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●グループワーク(桃太郎役とサル役の2名以上) ・桃太郎とサルとの間の契約書を作成させる。 	<p>生徒には、「可能な限り将来もめ事が発生しないような契約書を作成すること」と指示し、合意事項3～5欄に、必要と考える事項を記入させる。</p> <p>作成した契約書の評価は講評において行うが、この時点で作成した契約書の内容について発表させてもよい。</p>
展開② (18分)	<p>問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。</p> <p>① (1) サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。 (2) サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。</p> <p>② (1) 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。 (2) キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。</p> <p>③ サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。</p>	



●グループワーク

- ・契約書中の合意事項1と2しか合意されていないと仮定し、①～③の事例について、それぞれ理由も含め検討させる。

展開①で作成した追加の合意事項はないものとして考えさせる。

時間に応じて、事例①～③の一部のみを取り扱ってもよい。

●事例①

[目的]

契約内容は、当事者間の合意によって決まること、合意したことは守る責任があることを理解させる。

[解答例]

- (1) 答え：洗濯はしなくてもよい

理由：「サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする」との内容で合意しており、洗濯の仕事については合意していないため。

- (2) 答え：支払う必要がある

理由：「桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日10個のきびだんごを支払う」と、移動期間中もきびだんごを支払うとの内容で合意しているため。

補足：もっとも、新たな合意ができれば、契約内容を変更することは可能である。「きびだんごの数を3個増やして洗濯の仕事を追加する」など。

●事例②

[目的]

誰とどのような内容の契約をするのかは自由であること、「他の人と同じかどうか、平等かどうか」ではなく「当事者同士がその内容で合意したかどうか」が重要であることを理解させる。

[解答例]

- (1) 答え：支払う必要はない

理由：サルに対する報酬は「毎日10個のきびだんご」との内容で合意した以上、桃太郎は、サルとキジとを同じ報酬とすることを強制されない。

		<p>(2) 答え：解消することはできない 理由：サルに対する報酬は「毎日10個のきびだんご」との内容で合意した以上、サルは、キジと同じ報酬でないことを理由に契約を解消することはできない。</p> <p>補足：もっとも、新たな合意ができれば、契約内容を変更することは可能である。「サルの仕事を増やした上で、1日15個のきびだんごを支払うことにする」など。</p> <p>●事例③</p> <p>[目的] 考える前提にうそがあった場合、それを基にした合意は、本当の合意とはいえないことを理解させる。</p> <p>[解答例] 答え：解消することができる 理由：「悪い鬼を退治する」のか、「平和に暮らしている鬼から金品を強奪する」のかという重要部分で、募集要項にうそがあった。前提にうそがあった以上、サルと桃太郎との合意は本当の合意とはいえないので、サルは契約を解消することができる。</p>
<p>展開③ (3分)</p>	<p>●契約自由の原則について復習させる。</p>	<p>「導入」で説明した「契約自由の原則」(当事者は、契約の内容等を自由に決められる)を振り返らせる。</p>
<p>展開④ (4分)</p>	<p>●契約自由の原則が修正される場合について説明する。 ※発展編①も合わせて行う場合には、発展編①の解説時に説明してもよい。</p>	<p>以下を参照して説明する。 ●私法と契約の概要「3実質的な平等を図るための例外」→45ページ</p>
<p>まとめ① (10分)</p>	<p>●講評 ・展開①で作成した契約書について、教員による講評を行う。</p>	<p>[評価のポイント]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「合意」に注目しているか。 ●現実的なものか。 ●どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないか。



		<p>[契約書に対する評価のポイント]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来的に生じうるトラブルを具体的に想定して検討し、合意できているか。 ● 合意内容（契約書の内容）は、契約自由の原則の範囲内のものといえるか。（弱い立場の者から不当に搾取したり、権利濫用であったりなど、社会通念上許されるべきでない内容となっていないか等） ● 合意内容の例 <ul style="list-style-type: none"> ・「鬼退治の仕事が成功した場合には、桃太郎は、サルに対し、成功報酬として、50個のきびだんごを支払う」 ● 不適切な合意内容の例 <ul style="list-style-type: none"> ・「この契約は、いかなる理由があっても、解消できないこととする」 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 社会通念上、不当な合意内容であるため、不適切である。 ・「サルが仲間の雰囲気乱した場合は、罰を与える」 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 「仲間の雰囲気を乱した場合」がどのような場合なのか、どのような内容の「罰」が与えられるのか、いずれも曖昧で、人によってその解釈が異なるため、新たなトラブルを招きかねず、不適切である。 <p>※契約書の評価に当たっては、問2のトラブルも踏まえて、合意事項1,2の修正を検討させたり、追加合意事項としてどのようなことを定めておくべきであったかを再検討させたりしてもよい。</p>
<p>まとめ② (3分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● まとめ <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員によるまとめを行う。 ※ 発展編を行う場合は、まとめの前に行うこと。 	<p>自由に契約を結ぶことで、私たちの生活は豊かになっている。</p> <p>ただし、契約には責任・義務も伴うので、安易な合意はせず、よく考えることが大切である。</p>

・発展編① ～コンビニエンスストアの店長とアルバイト店員との間の契約～

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
発展①	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題把握 ・「ワークシート2」を配布し、課題を把握させる。 	<p>[目的]</p> <p>契約自由の原則が制限される場合について、事例を通じて理解させる。</p>
	<p>問 次の事例について考えてみよう。</p> <p>Xが1から3の条件に納得して合意すれば、有効な契約となるか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク 	<p>[解答例]</p> <p>答え：無効である</p> <p>理由：合意事項2及び3に関し、以下の問題があるため、たとえXが納得したとしても、この契約は無効である。</p> <p>2 最低賃金法で、たとえ研修中であっても、労働者に対し、定められた最低賃金以上の賃金を支払わなければならないと規定。</p> <p>3 労働基準法で、毎週少なくとも1回以上又は4週間に4日以上の上の休日を与えなければならないと規定。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金法，労働基準法が定められた趣旨を検討させる。 	<p>一般的に、雇われる側より雇う側の方が社会的立場が強い。</p> <p>当事者同士で自由に契約内容を決めた場合、雇われる側が無理な条件を受け入れ、体を壊したり、生活が成り立たなくなったりする恐れがある。</p> <p>こうしたことから、契約自由の原則の修正（制限）という考え方が生まれた。</p>	



・発展編② ～電子商取引（Eコマース）により商品の売買を行った場合の売買契約～

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
発展②	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題把握 ・「ワークシート3」を配布し、課題を把握させる。 	
	問1 契約書を作ってみよう。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク ・売主と買主の間の契約書を作成させる。 	授業の進め方は、基本編の展開①（→49ページ）と同様。
	問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。 Yは、契約を解消したり、差額分の返金を受けたりすることができるか。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク ・契約書中の合意事項1と2しか合意されていないと仮定し、「契約解消の可否」、「差額返金の可否」について、それぞれ理由も含め検討させる。 	[解答例] 答え：契約を解消することはできない 差額の返金を受けることはできない 理由：合意の内容は「〇〇サイトに掲載した写真のコートを5万円で売る」ことであり、Xはその合意のとおりに行動している（サイトに掲載したコートをYに郵送している）以上、原則として、契約を解消することはできない。 ただし、Xが、あえて、サイトを見た人が、ブランドAのコートだと勘違いするような記載をしていたといえる場合（例えば、ブランドBのコートを着たXの写真の周りに、ブランドAのロゴを貼っているなど）は、「前提にうそがある場合」として、契約を解消できる場合もあり得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 講評 ・作成した契約書について、教員による講評を行う。 	[評価のポイント] <ul style="list-style-type: none"> ● 「合意」に注目しているか。 ● 現実的なものか。 ● どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないか。 [契約書に対する評価のポイント] <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを通じた取引の特殊性（実物を見ることができないため、トラブルも生じやすい）も考えた上で、生じ得るトラブルを具体的に想定して検討し、合意できているか。

- 合意内容（契約書の内容）は，契約自由の原則の範囲内のものといえるか。（弱い立場の者から不当に搾取したり，権利濫用であったりなど，社会通念上許されるべきでない内容となっていないか等）
- 合意内容の例
 - ・「送料は，Xの負担とする」
- 不適切な合意内容の例
 - ・「この契約は，いかなる理由があっても，解消できないこととする」
 - ➡社会通念上，不当な合意内容であるため，不適切である。

※契約書の評価に当たっては，問2のトラブルも踏まえて，合意事項1,2の修正を検討させたり，追加合意事項としてどのようなことを定めておくべきであったかを再検討させたりしてもよい。



ワークシート1



年 組 番 氏名

仲間募集

僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集します！

村から鬼ヶ島までは船で移動します。船の中での仕事はありません。

報酬は、1日当たりきびだんご10個です。

行き帰りの移動期間も含め、毎日お支払いします。

桃太郎

募集要項

鬼退治なんて、やりがいのある仕事だし、やってみたいな。船での移動中は、本でも読んでのんびりしようかな。



募集要項を見たサルを考え

問1 契約書を作ってみよう。

契 約 書

合意事項1. サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする。

合意事項2. 桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日10個のきびだんごを支払う。

合意事項3.

.....

.....

合意事項4.

.....

.....

合意事項5.

.....

.....

問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。

- ① 鬼ヶ島に向かう途中の船でサルが本を読んでいたところ、桃太郎から、桃太郎の服を洗濯するように指示された。サルが「募集要項には、船の中での仕事はないと書いてあったから、やりたくないよ」と答えたところ、桃太郎は、「船での移動期間もきびだんごを払っているのだから、このくらいやってくれないなら、移動期間中のきびだんごはもう払わないよ」と言った。
- (1) サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。
洗濯をしなければならない 洗濯はしなくてもよい
 (理由)
- (2) サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。
支払う必要がある 支払う必要はない
 (理由)
- ② 鬼ヶ島に向かう船の中で、サルは、同じように募集要項をみて鬼退治に参加したキジと知り合った。キジと話す中で、サルは、キジが毎日15個のきびだんごをもらっていることを知った。サルは怒り、桃太郎に、「同じ仕事をするのにキジが15個で、私が10個というのは不公平だ。今後は、私にもキジと同じ15個のきびだんごをちょうだいよ。くれないのなら、この契約は解消する」と申し出た。しかし、桃太郎は、「サルは1日10個で納得したんだから、今後もそれしか払えないよ」と答えた。
- (1) 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。
支払う必要がある 支払う必要はない
 (理由)
- (2) キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。
解消することができる 解消することはできない
 (理由)
- ③ サルは、鬼ヶ島に向かう船の中で読んだ新聞に「平和な村に衝撃！鬼一家にけがをさせ、金品を奪った桃太郎一派の凶行」という記事が載っていて、桃太郎が以前から鬼に対して強盗をしていたことを知った。驚いたサルは、桃太郎に、「悪い鬼を退治するやりがいのある仕事だと思って応募したんだよ。平和に暮らしている鬼に乱暴するなんて知っていたら、応募しなかったよ。こんな仕事はできないから、この契約は解消したい」と申し出た。しかし、桃太郎は、「鬼を倒しに行くという仕事内容自体は一緒じゃないか。その仕事内容に納得して契約したんだから、契約の解消はできないよ」と答えた。
- サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。
解消することができる 解消することはできない
 (理由)



ワークシート2



年 組 番 氏名

問 次の事例について考えてみよう。

Xは、コンビニエンスストアAでアルバイトをしようと考えている。
コンビニエンスストアAは、Xに対して、以下のような条件を提示した。

合意事項1. Xは、コンビニエンスストアAにおいて接客等の業務を行う。

合意事項2. コンビニエンスストアAは、Xに対し、合意事項1の業務の報酬として、1時間当たり900円を支払う。ただし、雇用後1か月の間は、研修期間とし、その期間は報酬（給料）を支払わない。

合意事項3. Xの夏休み期間である8月は、1か月間毎日働く。

Xが1から3の条件に納得して合意すれば、有効な契約となるか。

有効である 無効である

(理由)

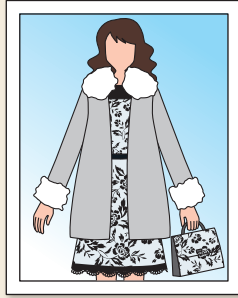
ワークシート3



年 組 番 氏名

売ります

人気ブランドのコートを
5万円で売ります。
早い者勝ちです。
コートは郵送します。
代金は、先払い、振込
をお願いします。



売主Xが〇〇サイトに掲載した紹介文

これ、ブランドAのコートだ！写真の子
が着ているワンピースも、持っているバッ
グもブランドAの物だし、間違いのないよ
ね。買おうと思っていたのに、限定品で
売り切れてしまった商品だから、絶対欲
しいな。新品だと7万円くらいするの
に、中古品だから5万円で買えるなんて
ラッキーだな。



紹介文を見た
買主Yの考え

問1 契約書を作ってみよう。

契 約 書

合意事項1. Xは、Yに対し、〇〇サイトに掲載した写真のコートを5万円で売る。

合意事項2. Yは、Xの口座に5万円を振り込み、Xは、入金を確認でき次第、Yの家宛てにコートを郵送する。

合意事項3.
.....
.....

合意事項4.
.....
.....

合意事項5.
.....
.....



問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。

Yは、ブランドAのコートだと思って購入申込みをして5万円を振り込んだが、届いたコートをよく見てみると、ブランドAによく似たブランドBのものだった。

なお、ブランドAもブランドBも知名度の高い人気ブランドであるが、ブランドAの方がブランドBよりも高価な商品を取り扱っていることが多い。

Yは、Xに「人気ブランドと書いてあったし、コートと一緒に写っていたワンピースもバッグもブランドAのものだったから、ブランドAのコートだと思って買ってしまった。ブランドBのものだったら必要ないので、契約を解消してほしい。それが無理なら、ブランドBのコートだと新品でも5万円くらいだから、その分値引きして差額分を返金してほしい」とメールを送ったところ、Xから、「ブランドAのコートなんて書いていないし、ブランドBも人気のあるブランドだよ。写真だって付けたんだから、間違える方が悪いと思う。それに、ほとんど着ていなくて綺麗な状態だから、新品と同じ値段にただけです。契約は解消しないし、差額分の返金もしません」と返信がきた。

Yは、契約を解消したり、差額分の返金を受けたりすることができるか。

[契約] 解消することができる 解消することはできない

(理由)

[差額] 返金を受けることができる 返金を受けることはできない

(理由)



紛争解決・司法



概要

1 はじめに

法・ルールには、紛争を未然に防ぐための機能が備わっていますが、それでも、やはり、実際に紛争が生じることもあります。

当事者同士の話し合いや交渉で解決できることが望ましいですが、解決できない場合に紛争状態を放置すれば、力や立場の強い者が自力救済による解決を図るなどして弱い立場の者が虐げられ、社会秩序が混乱しかねません。

そのような事態を防ぎ、自由で公正な社会を実現するため、司法による紛争解決の仕組みが用意されています。

司法とは、適正な手続を経て、正しく法を適用することによって、具体的な紛争を解決する国家の作用であり、司法権は裁判所が担っています。

裁判所による紛争解決方法の一つとして「裁判」があり、「裁判」には、大きく分けて「民事裁判」と「刑事裁判」があります。「民事裁判」は、主に私人同士の紛争を扱うのに対し、「刑事裁判」は、犯罪に対する処罰という公益的な事柄を扱うもので、両者は様々な点で異なっています。また、「裁判」以外で裁判所が紛争解決を行う方法として、「調停」などの手続があります。

この教材では、裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通して、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判や刑事裁判の特徴について実感させることを目指しています。

決まった正解があるわけではありませので、生徒自身が考え、議論することを重視して授業を行っていただきたいと思います。

2 司法について

(1) 司法とは

① 司法の意義・役割

司法の意義・役割は、正しく法を適用して具体的な紛争を解決する、すなわち、侵害された権利を救済したり、ルール違反に対処したりすることによって、社会秩序を維持し、人々の権利や自由を守ることにあります。

② 司法権の独立

司法権を担う裁判所が、社会秩序を維持し、人々の権利や自由を守るためには、裁判が公正・中立に行われる必要があります。そのため、日本国憲法では、すべて司法権は最高裁判所及び下級裁判所に属するもの（第76条第1項）として、司法権の独立を保障し、裁判所が外部からの圧力を排除して裁判を行うことができるようにしています。

また、司法権の独立を保障するためには、個別の裁判を扱う裁判官の独立も保障する必要があります。そのため、日本国憲法では、すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束される（第76条第3項）とし、さらに、公の弾劾（弾劾裁判所による裁判）によらなければ罷免されない（第78条）として、立法府及び行政府のみならず、裁判所内部の圧力からも独立して裁判を行うことができるように、裁判官の身分を保障しています。

③ 裁判の公開

裁判の公正を確保するため、日本国憲法では、裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う（第82条）と定め、原則的に、裁判は公開の法廷で行うこととしています。

④ 違憲立法審査権

裁判所は、立法府が制定した法律が憲法に違反していないかを審査する権限を有しています。違憲立法審査権は、最高裁判所だけでなく全ての裁判所が有しており、民事裁判や刑事裁判などの個別の裁判の中で行使されることとなります。

コラム

最高裁判所内には、ギリシャ神話の法の女神テミスに由来すると言われる「正義」の彫像が立っています。像の右手には正邪（せいじゃ）を断ずる剣を掲げ、左手には衡平（こうへい）を表す秤（はかり）を持っています。また、裁判官の法服は、色が漆黒で、袖の袂は狭められています。これには、何ものにも染まらず、袖の下を受け取らないとの意味が込められていると言われています。

いずれも裁判官の中立・公正を表したものとと言えます。

〔出典〕 裁判所ホームページ



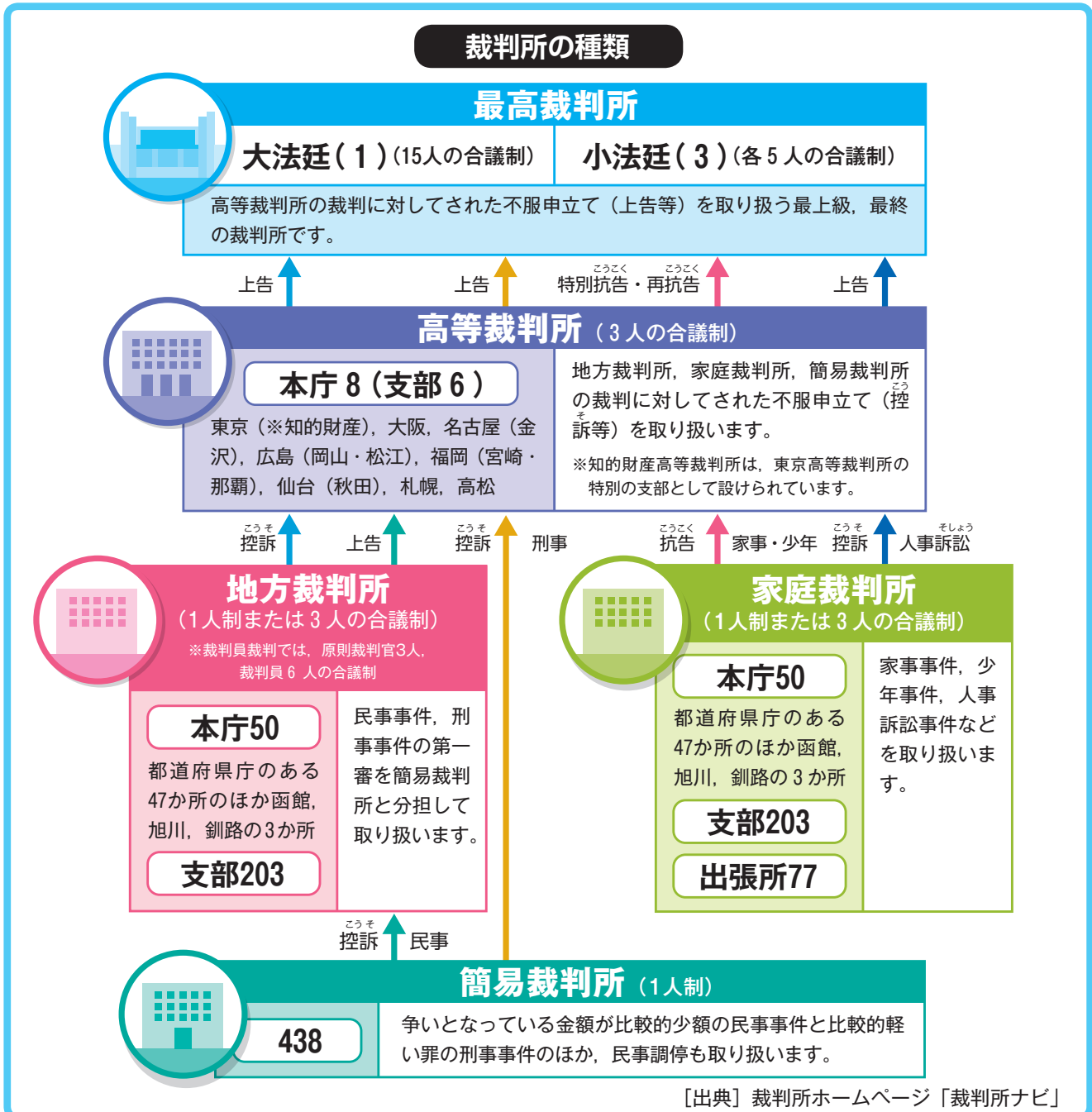


(2) 裁判所と裁判の種類

① 裁判所

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判の結果（判決）に納得がいけないときは、上級（第二審）の裁判所に不服を申し立てることができます（控訴）。その裁判に憲法違反があるときなどには、更に上級（第三審）の裁判所に不服を申し立てることができます（上告）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。このように、3つの審級の裁判所で審理を受けることができる仕組みを採用しているのは、審理を慎重に行い、正しい裁判を実現するためで、この制度は、「三審制」と呼ばれています。



② 裁判の種類

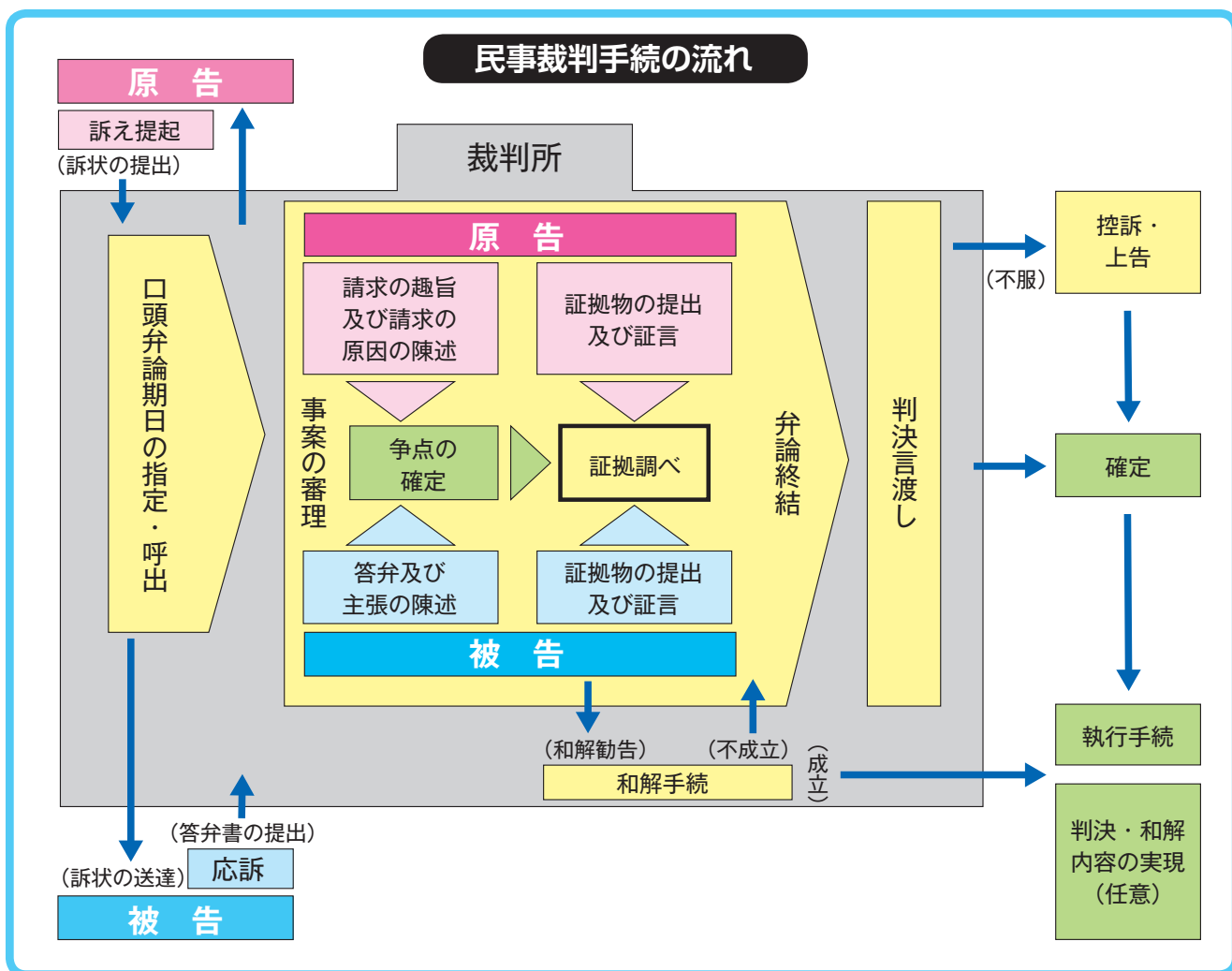
裁判は大きく民事裁判と刑事裁判に分かれます。

ア 民事裁判

民事裁判は、金銭の貸し借りや遺産相続をめぐる争いなど、基本的に、私人同士の紛争に関する裁判です。裁判所は、原告（訴えた側）と被告（訴えられた側）の双方の主張を聴き、提出された証拠や証人などを調べた上で、どちらの主張が理にかなっているかを法にのっとって判断し、「判決」によって紛争を解決します。

また、「判決」以外にも、裁判所が間に入って、当事者に話し合いによる解決を促すことで、当事者が互いに譲り合い、紛争をやめる合意をする「和解」によって紛争を解決し、裁判が終了する場合があります。「和解」では、両者の合意によって紛争を解決するため、「判決」よりも、紛争の実情に即した柔軟な解決が可能であると言えます。

さらに、「裁判」以外に、裁判所が行う民事紛争解決方法として、「調停」などの手続があります。裁判所による「調停」は、裁判官と一般市民から選ばれた調停委員が当事者の間に入って話し合いを促し、当事者が紛争解決策に合意することで紛争の解決を図る手続です。「調停」も、両者の合意によって紛争を解決するため、「裁判」における「判決」よりも、紛争の実情に即した柔軟な解決が可能であると言えます。また、原則として公開の法廷で行われる「裁判」とは異なり、「調停」は、非公開で手続が行われるため、秘密が守られるなどといった特徴があります。





イ 刑事裁判

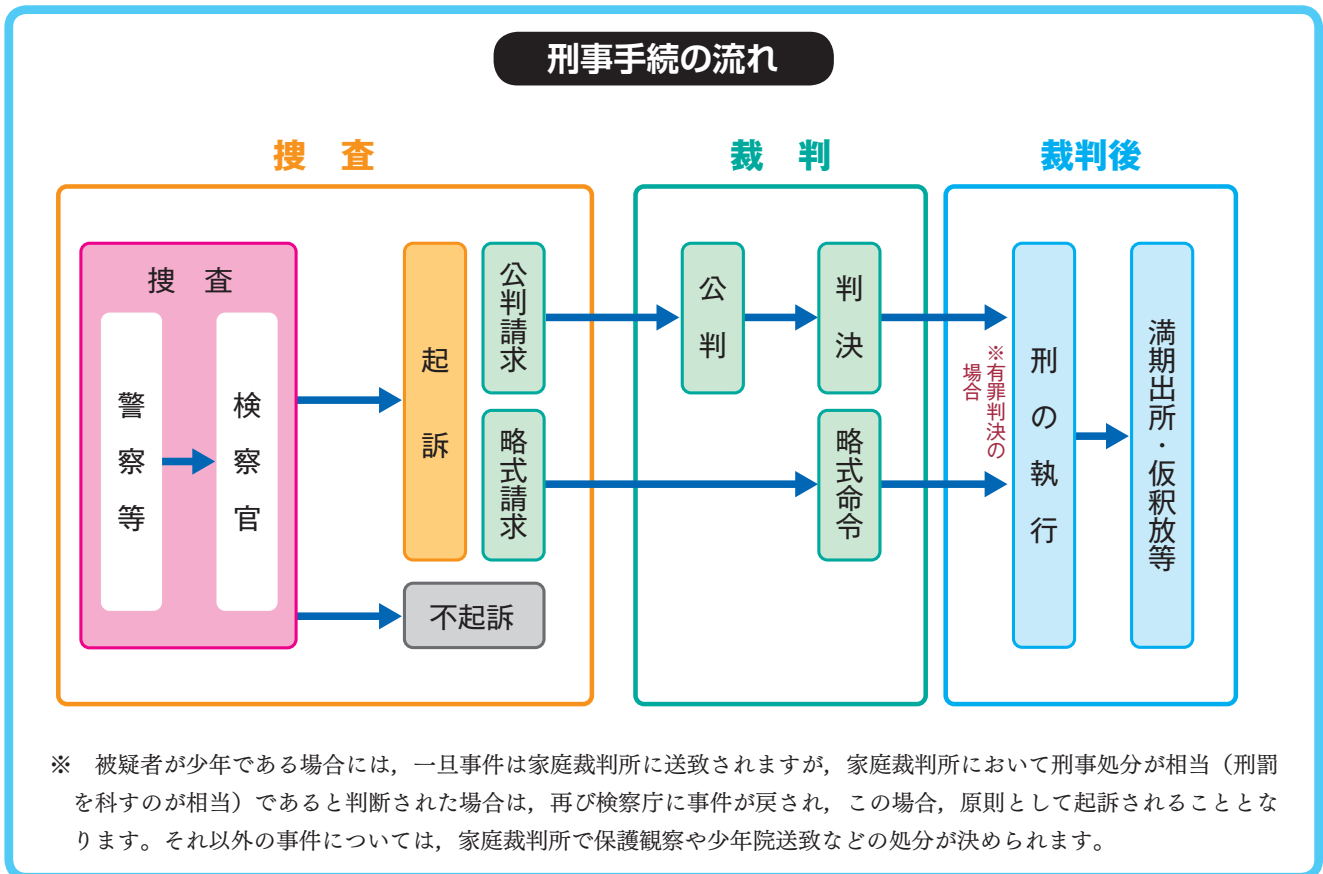
事件（犯罪）が発生すると、通常、警察が捜査を開始し、犯罪を行った疑いがある人（被疑者）を特定して、事件を検察庁に送ります。

検察官は、更に捜査を行った上で、被疑者が犯罪を行ったことに間違いがなく、刑罰を科すべきと判断した場合には、裁判所の裁判を求める「起訴」を行い、そうでない場合には「不起訴」の処分をします。

起訴処分には、法廷で審理が行われる公判請求と、法廷で審理をすることなく書類審査で刑（罰金など）が言い渡される略式命令請求があります。

公判請求された事件について、裁判所は、法廷で審理を行い、被告人（起訴された人）が有罪かどうか（起訴された罪を犯したのかどうか）、罪を犯したと認められる場合にはどのような刑にするかを判断することになります。

この裁判が、刑事裁判です。



③ 裁判員制度

ア 裁判員制度とは

裁判員制度は、2009年（平成21年）5月から始まりました。

裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度です。

国民が裁判に参加することによって、国民の視点、感覚が裁判の内容に反映されることとなり、その結果、裁判が身近になり、国民の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されます。

イ 対象事件や裁判員の職務内容

裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば、

- ・人を殺した場合（殺人）
- ・強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
- ・人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
- ・ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
- ・人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）

などがあります。

裁判員の主な職務内容には、次のようなものがあります。

- ・公判に立ち会う…裁判官と一緒に刑事事件の審理（公判）に立ち会い、判決まで関与します。公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から証人等に質問することもできます。
- ・評議、評決を行う…証拠を全て取り調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。
- ・判決宣告に立ち会う…評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告し、裁判員としての職務は終了します。



指導案(1)

民事紛争解決①

～民事裁判・けがの責任をめぐって～

●目標

- ・裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通して、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判の特徴について実感させる。

●教科等

- ・公民科「公共」

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

※本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

●指導計画【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ●課題把握 ・「資料1（事案の内容）」、「資料2（裁判の争点）」及び「ワークシート」を配布する。 ・資料1を読ませる。 ・資料2の1, 2について説明した後, 3を読ませ, 課題を把握させる。 	
展開① (15分)	<p>問1 太郎がけがをしたことについて, クリステルは, 花子に対して損害を賠償する義務を負うだろうか(クリステルに「過失」があったらどうか)。花子・クリステルの言い分を基に, 起こった出来事, 周囲の状況, これまでの経緯など様々な事情を踏まえて考えてみよう。</p> <p>① クリステルは, 自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると, 予想できたといえるだろうか。</p> <p>② (予想できたとして) クリステルは, 自身が必要な行動をとっていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず, 必要な行動をとらなかったといえるだろうか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●個人ワーク ・ワークシートに自分の考えを記載させる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●グループワーク ・個人ワークの検討結果を踏まえ, グループ(4名程度)で議論させ, グループとしての結論をまとめさせる。 	<p>予想される生徒からの意見</p> <p>①クリステルは, 自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると, 予想できたといえるだろうか。</p> <p>(積極意見の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太郎はまだ4歳であり, 目を離すと危険であると分かったはず ・さくら公園には, 6歳以上の子ども向けの遊具が4割程度あった上, (本件のような)危険性の高い遊具もあったのだから, 自由に遊ばせればけがをすると予想できたはず <p>(消極意見の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで太郎は何度もさくら公園に来ており, 全ての遊具で問題なく遊べていたのだから, けがをすることは予想できなかったと思う <p>②(予想できたとして)クリステルは, 自身が必要な行動をとっていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず, 必要な行動をとらなかったといえるだろうか。</p>



		<p>(積極意見の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンでメールをしており、目を離していた ・危険性の高い遊具で遊ぼうとした時点で太郎を止めるべきだった <p>(消極意見の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具近くにあるベンチに座っており、太郎たちの安全を守るために最低限のことはしていた ・メールをする必要性もあったし、スマートフォンを見ていた時間も長かったわけではないので、適切な行動をとらなかったとまでは言えない
<p>展開② (15分)</p>	<p>問2 花子とクリステルとの間で和解手続を進める場合、二人にどのような解決案を提示すべきだろうか。花子とクリステルの心情や、相手に望んでいること、今後の二人の関係などを踏まえて、両者が受け入れられ、妥当と考えられる解決案を考えてみよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 民事裁判における紛争解決方法は、「判決」だけでなく、「和解」という手続があることについて説明する。 	<p>以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 紛争解決・司法の概要「2(2)②ア 民事裁判」及び「民事裁判手続の流れ」 →65ページ <p>「判決」と「和解」には、以下のような違いがある。</p> <p>「判決」は、当事者同士が合意できない場合にも、紛争解決を行うことができる一方で、クリステルに「過失」があったと認められない限り、損害賠償金の支払いを命じる判決をすることはできない。例えば、クリステルに「過失」があったとは言えないけれど、花子の言い分も分かるので、請求額の半額の支払いを命じる判決をするなどといったことはできない。</p> <p>「和解」の場合、両者が納得し合意すれば、そのような内容で和解することも可能である点で、より柔軟な紛争解決手段といえる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク ・ 問1におけるグループの結論(クリステルに「過失」があったかどうか)に加え、資料3から分かる花子とクリステルの心情や、相手に望んでいること、今後の二人の関係などを踏まえて、両者が受け入れられ、妥当と考えられる解決案を考えさせる。 	

<p>まとめ (10分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発表, 講評 ・ グループごとに解決案を発表させ, 教員による講評を行う。 	<p>講評に当たっては,</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両者の言い分を公平に聞いて理解し, 両者がそれぞれ何を望んでいるかを整理し検討した上で, 両者が受け入れられる解決案を考えられているか ・ なぜその解決案としたのかにつき, 両者が納得できるような合理的な説明ができているか ・ 問1における結論とその理由(クリステルに「過失」があったかどうか)を踏まえ, 妥当な解決案となっているかなどといった点から評価を行う。 <p>※生徒に「何のために民事裁判があると思うか」などと問い掛け, メモ欄に回答を記載させた後に, 解説を行ってもよい。</p> <p>※生徒による話し合いや発表の中で, 花子が裁判を起したことに付き, 批判的な意見が出た場合には, 裁判を受ける権利が, 国民に保障された憲法上の権利(第32条)であり, 裁判所に訴えを提起して法的救済を求めることは妨げられないことについて説明する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 司法の意義・役割について説明する。 	<p>紛争解決・司法の概要(⇒62ページ)を参考に,</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者同士では解決困難な紛争を解決するため, 裁判所による紛争解決方法(民事裁判等)が用意されていること ・ 裁判所は, 公平な第三者の立場から, 当事者の言い分を公平に理解し, 争点を整理して, 法に基づいて紛争解決を行うこと ・ 司法の意義・役割は, 正しく法を適用して具体的な紛争を解決する, すなわち, 侵害された権利を救済したり, ルール違反に対処したりすることによって, 社会秩序を維持し, 人々の権利や自由を守ることにあること <p>などを説明する。</p>



資料1 事案の内容

- 1 花子とクリステルは、同じマンションに住む仲の良い母親同士で、花子の息子の太郎（4歳）とクリステルの息子のジョン（4歳）も仲が良かった。
- 2 ある日、花子は太郎を連れてクリステル宅を訪れ、太郎とジョンは室内で遊んでいた。その後、買い物に行こうとした花子が太郎を連れて帰ろうとしたところ、太郎が嫌がり、クリステルも「私が預かっているから、買い物に行ってらっしゃいよ」と言ったことから、花子は、クリステルに太郎を預け、買い物に出かけた。しばらくしてから、太郎とジョンが公園に行きたがったので、クリステルは、二人を自宅の裏にあるさくら公園（遊具がたくさんある公園であり、そのうち4割程度が6歳以上の子ども向けの遊具である）に連れて行った。
- 3 さくら公園に着くと、太郎とジョンは、いつものように遊具で遊び始めた。クリステルは、二人が遊具で遊び始めたことに気付いたが、二人はよくさくら公園に来ており、さくら公園にある全ての遊具を使って遊んだことがあったため、二人を止めることはしなかった。そして、クリステルは、太郎とジョンが遊んでいる場所のすぐ近くにあるベンチに座り、スマートフォンを取り出して、花子に対し、さくら公園に来ている旨のメールを打ち始めた。クリステルがメールを打っている最中に、太郎は、6歳以上の子ども向けの遊具（ターザンロープ）で遊び始めたが、手を滑らせてしまい、約0.5メートル下の地面に落下した。太郎がひどく足を痛がっていたため、クリステルは救急車を呼び、太郎は近くの病院に救急搬送された。
- 4 連絡を受けた花子は、すぐに病院に駆け付けた。取り乱した花子は、クリステルに対して、「なぜ注意して見ていなかったの」などと罵声を浴びせて謝罪を求めたが、罵声を浴びせられて感情的になったクリステルはこれに応じることはなかった。太郎は、全治2か月の右足首の骨折と診断され、手術と1か月の入院及びリハビリを余儀なくされた。その後、花子は、クリステルに対し、民法第709条（不法行為による損害賠償）に基づき、治療費500万円と慰謝料100万円、合計600万円の損害賠償金の支払いを求めて裁判を起こした。



資料2 裁判の争点

1 民法第709条では、「不法行為」として、故意または過失によって他人の権利・利益を侵害した場合に、その損害を賠償する義務を負うと定められている。

(不法行為による損害賠償)

民法第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 裁判の争点

花子とクリステルの裁判では、

- 太郎が遊具から落下してけがをしたこと（権利侵害）
- けがの治療に500万円がかかり、慰謝料が100万円であること（損害）

などには争いがなく、クリステルに「過失」があったかどうかのみが争点となっている。

不法行為における「過失」とは、「自身が必要な行動をとらなければ被害が発生すると予想（予見）でき、かつ、自身が必要な行動をとっていればその結果を回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかったこと」をいい、この事案では、「クリステルは、①自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると予想でき（予見可能性があったか）、かつ、②自身が必要な行動をとっていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかった（結果を回避する義務に違反したか）」といえるかどうかの問題となる。

3 争点に対する原告花子と被告クリステルの言い分

1. 原告花子の言い分

さくら公園には、6歳以上の子ども向けの遊具が4割程度あり、太郎やジョンにとって危険な遊具が多く設置されていた。太郎がそれらの遊具で遊んだら、けがをすると予想できたはずである。だから、太郎から目を離さず、危険な遊具で遊ぼうとしたら止めるべきだった。それなのに、クリステルは、スマートフォンを見ていて目を離したので、その間に、太郎が危険な遊具を利用してけがを負ってしまった。

クリステルには「過失」がある。

2. 被告クリステルの言い分

太郎とジョンは、これまで何回もさくら公園に来ており、全ての遊具で遊んだことがあるが、これまでは何も問題はなかった。だから、太郎がさくら公園の遊具で遊んでいてけがをすると予想することはできなかった。

また、スマートフォンを見ていた理由は、自分たちの居場所を伝えるメールを花子に送る必要があったためであり、太郎から長時間目を離していたわけではない。私は、太郎のすぐ近くの場合にあり、太郎の安全を守るためにできることはやっていた。

私に「過失」はない。



資料3 和解

花子とクリステルの裁判を担当していた裁判長は、裁判の途中で、花子とクリステルに話を聞いた。そうしたところ、二人は裁判について以下のような考えを持っていることが分かったため、裁判長は、和解手続を進めることにした。

1. 原告花子の話

私は、お金が欲しくて裁判を起こしたわけではない。

クリステルとは、これまでずっと仲良くしてきたし、クリステルが親切心で太郎を預かってくれたことは分かっている。

だから、最初は、クリステルが自分の責任を認めた上できちんと謝り、治療費の一部を負担してくれさえすれば、それでいいと思っていた。

しかし、クリステルは、全然謝る気がないようだし、「これは仕方のない事故だった」などと無責任な言い訳を繰り返すばかりで、自分の責任をきちんと認めないので、やむを得ず裁判を起こした。

裁判中の今は、マンションのエレベーターなどでクリステルと会った時、とても気まずい思いをしており、早くこの件を解決したいと思っている。

2. 被告クリステルの話

今回の件は仕方のない事故であり、私が法的な責任を負うのは納得できない。

ただ、私の目の前で、太郎がけがをしたことについて、申し訳ない気持ちもあり、当初は、花子に謝罪し、治療費の一部も負担するつもりでいた。

しかし、病院に駆け付けた花子に謝罪しようとした瞬間、花子から罵声を浴びせられたことが本当にショックだったし、花子は、その後も私の話を全く聞こうとはせず、一方的に、責任を認めろなどと言ってくるので、私も腹が立っている。

花子が罵声を浴びせてきたことを謝るまでは、こちらから謝るつもりはない。

しかし、今後も同じマンションで暮らしていくことを考えると、いつまでもこのような紛争状態が続くと困る。



ワークシート



年 組 番 氏名

問1 太郎がけがをしたことについて、クリステルは、花子に対して損害を賠償する義務を負うだろうか（クリステルに「過失」があっただろうか）。

花子・クリステルの言い分を基に、起こった出来事、周囲の状況、これまでの経緯など様々な事情を踏まえて考えてみよう。

① クリステルは、自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると、予想できたといえるだろうか。

いえる いえない

(理由)

② (予想できたとして) クリステルは、自身が必要な行動をとっていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかったといえるだろうか。

いえる いえない

(理由)

よって、クリステルに「過失」は ある ない



問2 花子とクリステルとの間で和解手続を進める場合、二人にどのような解決案を提示すべきだろうか。

花子とクリステルの心情や、相手に望んでいること、今後の二人の関係などを踏まえて、両者が受け入れられ、妥当と考えられる解決案を考えてみよう。

(メモ)

民事紛争解決②

～模擬調停・臭いをめぐる争い～

●目標

- ・裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通して、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割について実感させる。

●教科等

- ・公民科「公共」

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

※本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。



●指導計画【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ●裁判所による民事紛争解決方法として、「裁判」以外にも、「調停」があることについて説明。 	以下を参照して説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ●紛争解決・司法の概要「2(2)②ア 民事裁判」及び「民事裁判手続の流れ」 →65ページ
	<ul style="list-style-type: none"> ●課題把握 ・生徒を「カフェ店役」,「焼肉店役」,「調停委員役」の三者に分ける。 ・「資料」及び「ワークシート」(配役に応じたもの)を配布し,課題を把握させる。 	
展開① (15分)	【カフェ店役, 焼肉店役】 問1 売上げの減少は, 焼肉店の煙や臭気の原因がある(焼肉店の煙や臭気とは関係がない)というために, どのような事実を主張しますか。【資料】を参考にして主張を考えよう。 問2 焼肉店が対策を講じる義務がある(義務はない)と主張するために, どのような事実を主張しますか。【資料】を参考にして考えよう。 問3 「焼肉店の臭いを抑える工事の実施」, 「営業時間の調整」の2案のうち, どの案を特に求めますか(重視しますか)。その理由も説明しよう。 問4 焼肉店(カフェ店)側の反応を想定し, 「焼肉店の臭いを抑える工事の実施」, 「営業時間の調整」について, どこまでなら妥協できますか。①～④から一つ選び, 理由も説明しよう。	
	【調停委員役】 問1 焼肉店側で臭気対策工事(工事費用1,000万円)をすべきかどうか, 実施すべきとした場合, カフェ店側は費用を分担すべきか考えよう。また, 負担割合の理由も示そう。 問2 営業時間帯の調整を行うべきかどうか, 行うべきとした場合, どのように調整すべきか考えよう。また, その理由も示そう。 問3 他に円満に解決する案はないか考えてみよう。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●個人ワーク ・ワークシートに自分の考えを記載させる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●グループワーク ・配役ごとにグループ(4名程度)を作り, グループとしての結論をまとめさせる。 	展開②を見据えて検討させる。
展開② (20分)	<ul style="list-style-type: none"> ●模擬調停 ・三者が含まれるグループ(各配役1名以上)を作り, 展開①でグループとして出した結論を踏まえ, 模擬調停を行う。 	調停に当たっては, 調停委員役は, ワークシートの【紛争解決のための技能】を当事者に説明し, 共通理解を図る。

		<p>[紛争解決のための技能：当事者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 言い分を分かりやすく伝える。 ● 相手の主張ではなく，理由に注目する。 ● 相手の事情・立場も考慮した解決策を提案し，両者が最大限の利益を得られる解決策を目指す。 <p>※留意点 焼肉店役の生徒が安易に営業時間の短縮や工事費用の支払いに応じるような場合には，「営業時間の短縮や工事費用の支払いは焼肉店の売上げ（利益）や経営に直接影響し，これらに応じることで，経営者や従業員の生活が立ち行かなくなる可能性もある」などと説明し，安易に妥協しないよう促すことが考えられる。</p> <p>[紛争解決のための技能：調停委員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 双方の主張をよく聞く（自分の考えを押し付けない）。 ● 「工事費用を折半する」などの単純な痛み分けではなく，双方の事情・立場を十分に考慮した上で，双方にとって最大限の利益が得られるような解決策を考える。 <p>※留意点 調停委員からの調停案の提示は，1回にとどまらず，合意が整うまで何回も行う。</p>
<p>まとめ (10分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発表，講評 ● 生徒に検討結果を発表させる。 ● 教員による講評を行う。 	<p>上記留意点を踏まえた主張等ができたかという観点から講評を行う。</p> <p>※生徒に「何のために，裁判所による紛争解決手続があると思うか」などと問い掛け，回答させた後に，解説を行ってもよい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 司法の意義・役割について説明する。 	<p>紛争解決・司法の概要（⇒62ページ）を参考に，</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当事者同士では解決困難な紛争を解決するため，裁判所による紛争解決方法（民事裁判，調停等）が用意されていること ● 裁判所は，公平な第三者の立場から，当事者の言い分を公平に理解し，争点を整理して，法に基づいて紛争解決を行うこと ● 司法の意義・役割は，正しく法を適用して具体的な紛争を解決する，すなわち，侵害された権利を救済したり，ルール違反に対処したりすることによって，社会秩序を維持し，人々の権利や自由を守ることにあること <p>などを説明する。</p>



資料

【事例】

駅から近い商店街にあるカフェは、おしゃれなカフェとして雑誌にも掲載されたことのある有名な店で、常時満席の人気店だった。しかし、隣に有名な焼肉チェーン店が入ってから、店の売上が減少し始めた。

カフェ店の店長は、焼肉店の臭気が原因だと思い、このまま営業利益の減少が続くと店の経営が危うくなることから、この状況を改善させるための方策について話し合いたいと考えたが、焼肉店の店長に取り合ってもらえなかったため、調停を申し立てた。

【当事者の主張】

	カフェ店	焼肉店
出店経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・10年間勤めていた会社を辞め、貯金を元手に開業 	<ul style="list-style-type: none"> ・立地の良い商店街入口に新規出店 ・賃料の安い商店街奥も候補だったが、住宅街隣接のため断念（行政側からの指導あり）
営業スタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間：8時～20時 ・店内禁煙 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間：11時～23時
客入りの多い時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・モーニング ・ランチタイム（10:30～15:00） ・金・土曜日の夕方 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜（特に、金・土曜日） ・土日のランチタイム
年間売上	（焼肉店開店の） <ul style="list-style-type: none"> ・前年：4,000万円 ・翌年：2,800万円（3割減） 	<ul style="list-style-type: none"> ・5,000～6,000万円
設備や臭気の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・焼肉店の排気ダクトから出る煙と臭気がカフェ店内に入ってくる ・カフェ店の入口（自動ドア）は、人の出入りが激しいとほぼ開放状態となるため、臭気侵入の防止が困難 ・客から臭いに対する苦情が増え、客入りが減少していった ・店の境界線で臭気を測定した結果、市の基準をわずかに上回っていた 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼肉店の排気ダクトは、建物側面にカフェ店側向きに設置されているが、ビルの構造上やむを得ない ・煙や臭気の一般的対策は実施済み ・臭気に関する市の基準に拘束力なし ・商店街には臭気を発する飲食店（焼鳥店、ラーメン店）が多数ある
調停に至る経緯等	<ul style="list-style-type: none"> ・売上減少の原因が、焼肉店から流れ込んでくる臭気であることは明白 ・隣の店同士うまくやっていきたいと考え、焼肉店の店長との話し合いを提案したが、取り合われず ・このままでは、近い将来、経営が危うくなるので、調停を申し立てた 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街には新たに別のカフェが開店したので、競争の結果、隣のカフェ店の売上が減少した可能性もある ・営業開始後すぐに、カフェ店から煙や臭気への苦情があったが、取るに足らないものとして対応せず ・調停には、誠実に対応する
相手方への希望	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間が重複しないよう、焼肉店の営業時間を制限 ・焼肉店の抜本的工事でも可だが、工事費用1,000万円は当然焼肉店が負担すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ店側の提案は一方的なもの ・営業時間を制限すると売上半減 ・工事は可能だが、工事費用1,000万円を当店だけが負うのは不公平



ワークシート カフェ店役員



年 組 番 氏名 _____

【主張の検討】

問 1 売上げの減少は、焼肉店の煙や臭気の原因があるというために、どのような事実を主張しますか。【資料】を参考にして主張を考えよう。

問 2 焼肉店が対策を講じる義務があると主張するために、どのような事実を主張しますか。【資料】を参考にして考えよう。

【調停案の検討】

問 3 「焼肉店の臭いを抑える工事の実施」、「営業時間の調整」の2案のうち、どの案を特に求めますか。その理由も説明しよう。

求めるのは <input type="checkbox"/> 臭いを抑える工事の実施 <input type="checkbox"/> 営業時間の調整	【理由】
---	-------------

問 4 焼肉店側の反応を想定し、「焼肉店の臭いを抑える工事の実施」、「営業時間の調整」について、どこまでなら妥協できますか。①～④から一つ選び、理由も説明しよう。

- ① 工事も時間調整も妥協できない
- ② 工事は妥協できるが、時間調整は妥協できない
- ③ 工事は妥協できないが、時間調整は妥協できる
- ④ 工事も時間調整も妥協できる

【番号】	【理由】
-------------	-------------



ワークシート

焼肉店役員



年 組 番 氏名

【主張の検討】

問 1 売上げの減少は、焼肉店の煙や臭気とは関係がないというために、どのような事実を主張しますか。【資料】を参考にして主張を考えよう。

問 2 焼肉店が対策を講じる義務はないと主張するために、どのような事実を主張しますか。【資料】を参考にして考えよう。

【調停案の検討】

問 3 「焼肉店の臭いを抑える工事の実施」、「営業時間の調整」の2案のうち、どの案を重視しますか。その理由も説明しよう。

重視するのは <input type="checkbox"/> 臭いを抑える工事の実施 <input type="checkbox"/> 営業時間の調整	【理由】
--	-------------

問 4 カフェ店側の反応を想定し、「焼肉店の臭いを抑える工事の実施」、「営業時間の調整」について、どこまでなら妥協できますか。①～④から一つ選び、理由も説明しよう。

- ① 工事も時間調整も妥協できない
- ② 工事は妥協できるが、時間調整は妥協できない
- ③ 工事は妥協できないが、時間調整は妥協できる
- ④ 工事も時間調整も妥協できる

【番号】	【理由】



ワークシート 調停委員役用



年 組 番 氏名 _____

問 1 焼肉店側で臭気対策工事（工事費用1,000万円）をすべきかどうか、実施すべきとした場合、カフェ店側は費用を分担すべきか考えよう。また、負担割合の理由も示そう。

<p>【臭気対策工事】 焼肉店側で臭気対策工事を <input type="checkbox"/>すべき <input type="checkbox"/>すべきではない</p> <p>【費用の負担割合】 焼肉店：カフェ店 <input type="checkbox"/>10：0 <input type="checkbox"/>7：3 <input type="checkbox"/>5：5 <input type="checkbox"/>3：7 <input type="checkbox"/>0：10</p>	<p>【理由】</p>
---	--------------------

問 2 営業時間帯の調整を行うべきかどうか、行うべきとした場合、どのように調整するべきか考えよう。また、その理由も示そう。

<p>【営業時間の調整】 <input type="checkbox"/>行うべき <input type="checkbox"/>行うべきではない</p> <p>【調整後の営業時間】 カフェ店 時～ 時 焼肉店 時～ 時</p>	<p>【理由】</p>
---	--------------------

問 3 他に円満に解決する案はないか考えてみよう。

【紛争解決のための技能】

調停委員は、以下の技能をカフェ店側、焼肉店側に伝えて、紛争解決を目指すこと。

[紛争解決のための技能：当事者]

- 言い分を分かりやすく伝える。
- 相手の主張ではなく、理由に注目する。
- 相手の事情・立場も考慮した解決策を提案し、両者が最大限の利益を得られる解決策を目指す。

[紛争解決のための技能：調停委員]

- 双方の主張をよく聞く（自分の考えを押し付けない）。
- 「工事費用を折半する」などの単純な痛み分けではなく、双方の事情・立場を十分に考慮した上で、双方にとって最大限の利益が得られるような解決策を考える。



指導案(3)

刑事模擬裁判 ～被告人は「犯人」なのか～

●目標

- ・刑事裁判手続の模擬体験を通して、刑事裁判の特徴について実感させる。

●教科等

- ・公民科「公共」

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

※ 本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

●指導計画等

本指導案では、①評議のみを行う授業（50分）、②模擬裁判形式の授業（50分×2）の2案を提示する。

※ 本指導案は、生徒から様々な議論を引き出すため、必ずしも検察官が十分な立証をなしうることを前提にして作成されているわけではない。

①評議のみ【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (3分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題を提示する。 ● グループ（1グループ4名程度）に分かれる。 ● 「シナリオ」、「資料」（1～3）、「ワークシート」を配布し、授業の目標を説明する。 	裁判員裁判の法廷写真を示し、法廷のイメージをつかませてもよい。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「無罪推定の原則」（⇒89ページ）を説明する。 <p>※この説明は、「講評」において行ってもよい。</p>	
検討 (17分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人ワーク ● 「シナリオ」、「資料」（1～3）を読み、「ワークシート」のうち「検察官の主張」、「弁護人の主張」を記載させる。 ● 「ワークシート」のうち「有罪・無罪」、「判断した理由」を記載させる。 	
評議 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク ● グループに分かれて、有罪・無罪、その根拠を議論させ、グループとしての結論を出させる。 	
まとめ (15分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 発表、講評 ● 各グループの代表者にグループの結論を発表させる。 ● 教員による講評（結論を導く考え方）を行う。 	<p>「有罪・無罪のどちらの結論が正しいということはない。大切なことは、結論を導くに至った根拠について、論理的に説明できるかどうかということである」ということを説明する。</p> <p>「予想される生徒からの意見」や「講評の際のポイント」については、87ページ、88ページのとおり。</p>



②模擬裁判【想定授業時間：100分（50分×2）】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業前に配役を決め、裁判官役、検察官役、弁護士役、被告人役に「シナリオ」を配布して読ませておく。 (配役例) <ul style="list-style-type: none"> ・裁判官役：3名（裁判長：1名，裁判官：2名） ・検察官役：4名 ・弁護士役：3名 ・被告人役：1名 ・裁判員役：その余の生徒 	可能であれば、法廷のように机を配置し、裁判の雰囲気を出すよう工夫する。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題を提示する。 ・「資料」(配役に応じたもの)、「ワークシート」を配布し、授業の目標を説明する。 	裁判員裁判の法廷写真を示し、法廷のイメージをつかませてもよい。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「無罪推定の原則」(⇒89ページ)を説明する。 ※この説明は、「評議」の冒頭や「講評」において行ってもよい。	
模擬 裁判 (40分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「シナリオ」に基づき、模擬裁判を行わせる。 ・裁判官役、裁判員役の生徒には、「ワークシート」に検察官や弁護人の主張を書き込ませる。 	
評議 (20分)	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク ・裁判官役グループ、検察官役グループ、弁護士役グループ（被告人役を含む）、裁判員役グループ（1グループ4名程度）ごとに評議を行わせる。 ・評議においては、有罪・無罪とその根拠を議論させ、グループとしての結論を出させる。 ・グループとしての結論とは別に、個人の意見を、それぞれワークシートに記載させる。 	
発表 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 発表 ・各グループの代表者にグループの結論（有罪・無罪）と根拠（考え方）を発表させる。 	「予想される生徒からの意見」は、87ページのとおり。
まとめ (15分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 講評 ・教員による講評（結論を導く考え方）を行う。 	「有罪・無罪のどちらの結論が正しいということはない。大切なことは、結論を導くに至った根拠について、論理的に説明できるかどうかということである」ということを説明する。 「講評の際のポイント」については、88ページのとおり。

● 予想される生徒からの意見

項目	◆ 有罪方向の意見	● 無罪方向の意見
現金7,000円	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害者が持っていた金額と同じ金額の現金を持っていた ◆ 金額が同じであることに加え、券種も千円札7枚と、被害者の持っていたものと同じであった ◆ 財布を持っているのに、わざわざ財布とは別に持っていた 	<p>○7,000円という金額、千円札7枚という券種であれば、それほど特徴的でなく、家出の際に自宅から持ってきたものでもおかしくはない</p>
服装	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被告人の逮捕時の服装は黒地の長袖Tシャツであり、犯人の服装（黒っぽい長袖Tシャツ）と特徴が一致している 	<p>○黒っぽい長袖Tシャツというのは、それほど珍しくなく、その特徴が一致しているからといって、犯人と考える決め手にはならない</p>
警察官に声を掛けられた際の被告人の行動	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警察官が声を掛けたら、いきなり走って逃げた ◆ 警察官が質問をしたところ、目を合わせず、焦った様子で、友達の名前などを聞かれても黙っていた ◆ 警察官に嘘をついた ◆ 警察官に所持品検査を求められた際、検査を嫌がった 	<p>○被告人の行動は怪しいものの、犯人と考える決め手にはならない</p>
右手の腫れ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 赤く腫れていたのは、被害者を殴ったからである ◆ 地面を殴ったのであれば、擦り傷などの外傷があるはずである 	<p>○赤く腫れていたからといって、直ちに被害者を殴ったとはいえない</p>
バッグ・封筒	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被告人が立ち寄った時間帯は事件の後であり、被告人が捨てたと考えられる（捨てたと考えて矛盾はない） 	<p>○被告人が捨てた場面は防犯カメラに映っておらず、被告人が捨てたとはいえない</p>
被告人の話（供述）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親しくなく、2年間も連絡を取っていなかった男友達の家をいきなり訪ねて泊めてもらうというのは不自然である ◆ 所持金が少ないのに、終電後になってタクシーで自宅に帰ろうとしたというのは不自然である ◆ 有罪になるかどうかという緊迫した状況であるのに、男友達の名前を出さないのは不自然である 	<p>○被告人の話に不自然な部分はあるが、いずれも犯人と考える決め手にはならない</p> <p>○男友達の名前を出さなかったのは黙秘権の行使であり、被告人にとって不利益に考えてはいけない</p>



● 講評の際のポイント

(1) 評価のポイントの概要

この事件において、有罪、無罪のどちらが正しいのか正解はなく、無罪推定の原則（89ページの「(2) 検察官の立証責任（無罪推定の原則－疑わしきは罰せず）」を参照）を前提として、証拠から認定できる事実を適切に評価し、その評価に基づいて論理的・説得的に有罪、無罪の結論を導くことができているかという点に着目する。

(2) 有罪の結論を導いた生徒に対する講評のポイント

「現金7,000円」、「服装」、「警察官に声を掛けられた際の被告人の行動」といった事実については、「予想される生徒からの意見」で示したとおり、それぞれ有罪方向での評価を行うことが可能ではある。

しかし、それらのうち一つを挙げただけでは、合理的な疑いを残さず、被告人が有罪であるとする結論を説得的に導くことは困難であると考えられる。有罪の結論を説得的に導くためには、複数の事実に対して適切に有罪方向での評価を行った上で、それらを合わせて主張を組み立てることが必要と考えられる。

また、「間違いなく有罪であることを示す証拠がなければ^(※1)、いかに疑わしくても、被告人は無罪だと考えなければならない」という原則（無罪推定の原則）から、「被告人の供述（言い分）が疑わしい（信用できない）」ということだけを理由として有罪という結論を導いてはならないことに留意する。

※1 「間違いなく有罪であることを示す証拠」とは、被告人が犯人であることを直接示す証拠のみを意味しているわけではない。詳細は下記（4）を参照。

(3) 無罪の結論を導いた生徒に対する講評のポイント

無罪推定の原則を踏まえた上で、検察官の主張する事実は、いずれも、被告人を犯人と考えるには合理的な疑いが残っているという指摘を説得的に行うことが講評のポイントになると考えられる。

(4) その他の留意点

この事件のように、被告人が犯人であることを直接示す証拠（直接証拠）^{※2}がない場合、「決定的証拠がないから無罪である」と判断する生徒が出てくることがある。

しかし、このような場合でも、被告人が犯人であることを間接的に推測させるような証拠（間接証拠）^{※3}を積み重ねることによって、その被告人が犯罪を行ったことが常識に照らして間違いのない程度の証明があれば、被告人が有罪であるという結論を導くことになる。

したがって、「無罪推定の原則」を説明するとともに、「決定的な証拠がないから無罪」となるわけではないことを説明することも、生徒から出てくる意見の内容によっては必要であると考えられる。

※2 直接証拠の例

「XさんがYさんを殴ってけがを負わせた」という傷害の事案で、XさんがYさんを殴る場面を目撃していたというCさんの証言、など

※3 間接証拠の例

同じ傷害の事案で、事件の直前に事件現場へ向かうXさんを目撃したというDさんの証言や、事件の直後に事件現場から逃げていくXさんを目撃したというEさんの証言、XさんがYさんに恨みを抱いていたこと、など

● 刑事裁判の基本的な考え方

(1) 刑事裁判の特徴

刑事裁判、民事裁判ともに、裁判の手續があらかじめ定められたルールにのっとって行われること、当事者の言い分をよく聞かなければならないこと、証拠に基づいて事実を認定することなどは共通している。大きな違いは、民事裁判では、基本的には私人と私人という対等な力関係にある当事者間で手續が進むが、刑事裁判では、一方の当事者が国家権力（検察官）になるので、当事者間の平等をできる限り保障する必要がある点である。

そこで、被告人には、適正な裁判を受けられるように、自分の言い分をきちんと主張し、権利を守る手段が保障されている。具体的には、言いたくないことは言わなくてもよいという黙秘権や、弁護士に弁護してもらえるとという弁護人選任権などである（資力が乏しく弁護士を頼めない人には、国が弁護人を付けるという国選弁護人制度もある。）。

また、刑事裁判の被告人に有罪判決を下すためには、無罪推定の原則のもと、一般人から見て、その被告人が犯罪を行ったことが常識に照らして間違いのない程度の証明があること、すなわち、「合理的な疑いを残さない程度」の証明が求められる。これに対して、民事裁判においては、そこまで厳しいルールはない。

(2) 検察官の立証責任（無罪推定の原則－疑わしきは罰せず）

立証責任とは、事実を証明すべき責任を負うのは当事者のうちどちらかを定めた、裁判のルールである。立証責任を負っている当事者は、その事実を証明するだけの証拠を示せなければ、裁判に負けることとなる。民事裁判では、問題となっている事実によって、訴える側（法律上「原告」という。）が立証責任を負う場合もあるし、訴えられる側（法律上「被告」という。）が立証責任を負う場合もある。これに対して、刑事裁判では、被告人を有罪とするための事実は検察官が全て立証責任を負い、被告人は立証責任を負わない。

刑事裁判で検察官が立証責任を負う理由を簡単に説明する工夫としては、以下のものが考えられる。犯罪は、社会の秩序を乱すものであるから、社会に「犯人は即座に処罰しろ」という感情が起こるのも自然なことである。しかし、刑罰は、それを受ける人にとっては、非常に大きな不利益であり、もし無実の人が刑事責任を負わされることになれば、その人の人生を破壊しかねない。そのため、法は、人に刑事責任を負わせるためには、慎重に慎重を重ねなければならず、間違いなく有罪であることを示す証拠がなければ、いかに疑わしくても、被告人は無罪だと考えなければならないという原則を設けた。これが、「疑わしきは罰せず」という言葉に表される、無罪推定の原則である。

このような無罪推定の原則のもとでは、検察官が、被告人が有罪であることの立証責任を負い、被告人は、自分が無罪だということを立証する責任を負わない。

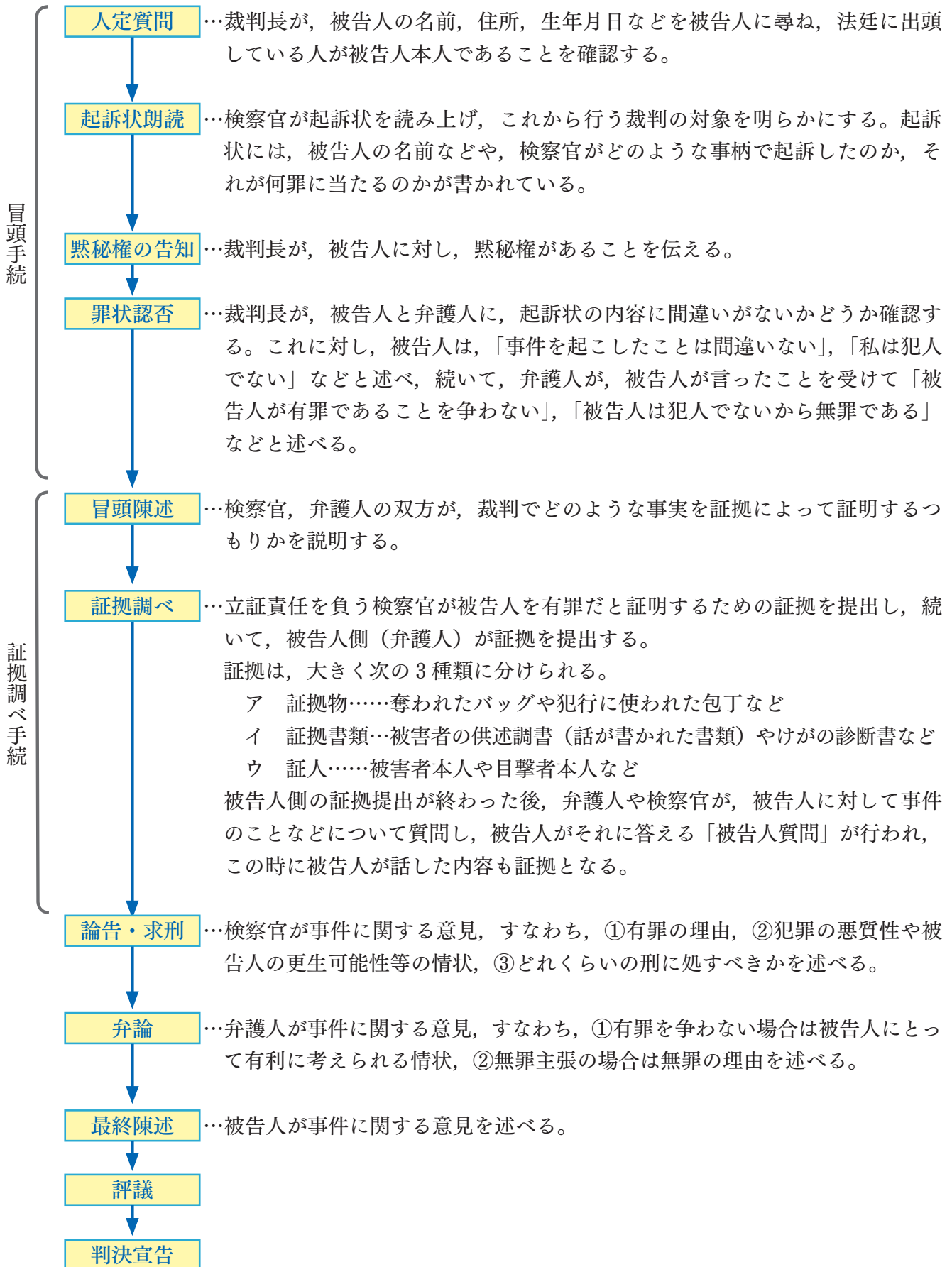
(3) 証拠裁判主義

証拠裁判主義とは、「事実の認定は、証拠に基づいて行われなければならない」という原則である。つまり、被告人が犯罪を行ったかどうかを判断する際には、裁判に出てきた証拠のみを根拠としなければならない。例えば、「ニュースで被告人が犯人であるようなことを言っていたから、被告人が犯人だろう」などと、裁判に出てきた証拠以外の情報や勝手な推測・憶測で判断してはならない。

また、「冒頭陳述」、「論告」、「弁論」は、証拠ではないので、これらを根拠に事実の認定を行うことはできない。



●刑事裁判の流れ ※「刑事手続の流れ」は、66ページを参照



シナリオ

【冒頭手続】

(1) 開廷・人定質問

裁判長	被告人藤川正に対する強盗致傷被告事件の審理を始めます。 名前は何と言いますか。
被告人	藤川正です。
裁判長	生年月日はいつですか。
被告人	平成3年6月30日です。
裁判長	仕事は何かしていますか。
被告人	していません。
裁判長	本籍はどこですか。
被告人	〇〇県××市倉田3丁目5番です。
裁判長	住所はどこですか。
被告人	〇〇県××市倉田3丁目5番6号です。

(2) 起訴状朗読

裁判長	検察官，起訴状を読んでください。
検察官①	(起訴状(資料1)の「公訴事実」以下と「罪名及び罰条」以下を読む。)

(3) 黙秘権告知，被告人・弁護人の陳述

裁判長	被告人には，黙秘権という権利があります。答えたくない質問には答えなくても構いませんし，最初から最後までずっと黙っていることもできます。 質問に答えても構いませんが，あなたが話したことは，あなたにとって有利な証拠にも不利な証拠にもなります。 以上を踏まえてお尋ねしますが，先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容に，どこか間違っているところがありますか。
被告人	全く事実と違います。私は，犯人ではありません。
裁判長	弁護人の意見はいかがですか。
弁護人①	被告人が言ったとおりです。被告人は今回の事件の犯人ではなく，無罪です。

【証拠調べ手続】

(1) 冒頭陳述(検察官，弁護人)

裁判長	これから証拠を調べる手続に入ります。検察官，冒頭陳述をお願いします。
検察官①	検察官の冒頭陳述を始めます。 (冒頭陳述・検察官(資料2上欄)を読む。) 以上で，検察官の冒頭陳述を終わります。



裁判長	では、弁護士、冒頭陳述をお願いします。
弁護士①	弁護士の冒頭陳述を行います。 (冒頭陳述・弁護士(資料3上欄)を読む。) 以上で、弁護士の冒頭陳述を終わります。

(2) 証拠の取調べ

裁判長	証拠の取調べの手続に入ります。検察官、証拠の説明をお願いします。
検察官②	これから検察官請求証拠の説明をします。 ○ 1番目の証拠は、島本シズさんの診断書です。約2か月間の治療を必要とする左上腕骨骨折のけがを負ったことが書かれています(資料1・証拠番号1「診断書」を参照。) ○ 2番目の証拠は、供述調書、つまり島本さんの話が書かれた書類で、これから述べる事が書いてあります(資料1・証拠番号2「供述調書」を読む。) ○ 3番目の証拠は、逮捕直後の被告人を撮影した写真の報告書で、当時、被告人が黒色の長袖Tシャツを着ていたことが分かります。被告人に写真を示します(資料1・証拠番号3「報告書」を被告人に示す。) ○ 4番目の証拠は、警察官が作成した報告書です(資料1・証拠番号4「報告書」を読む。) ○ 5番目の証拠は、逮捕直後の被告人の手を撮影した写真の報告書で、当時、被告人の右手が赤く腫れており、擦り傷はなかったことが分かります。被告人に写真を示します(資料1・証拠番号5「報告書」を被告人に示す。) ○ 6番目の証拠は、警察官が作成した報告書です(資料1・証拠番号6「報告書」を読む。) ○ 7番目の証拠は、事件現場付近の地図等をまとめた報告書です。被告人に地図を示します(資料1・証拠番号7「報告書」を被告人に示す。)

(3) 被告人質問

裁判長	それでは、被告人質問を行います。弁護士、どうぞ。
弁護士②	あなたは、島本シズさんから手提げバッグを奪い取ってけがを負わせたとして裁判にかけていますが、そのようなことをやったのですか。
被告人	いいえ、やっていません。
弁護士②	それでは、事件の日、あなたはなぜ事件現場付近にいたのですか。
被告人	男友達に会うためです。
弁護士②	なぜその友達に会おうとしたのですか。
被告人	その2日前に親父とけんかをして家出して、行くあてがなかったんです。それで、その友達が、以前、いつでも家に泊めてあげると言ってくれたのを思い出して、その友達の家に泊めてもらおうと思いました。
弁護士②	結局、その友達の家には行けたのですか。
被告人	行けませんでした。一度遊びに行ったことがあるので行けると思ったのですが、駅からの道がよく分かりませんでした。
弁護士②	あなたは、事件が発生した後の時間帯に、コンビニエンスストア山田町店で飲み物を買っていましたね。
被告人	はい。喉が渴いたので。

弁護人②	そのコンビニのごみ箱から、島本さんの手提げバッグと白色封筒が発見されたのですが、あなたは、そのことについて、何か知っていますか。
被告人	全く知りません。
弁護人②	警察官から声を掛けられた時、なぜタクシーに乗ろうとしていたのですか。
被告人	友達の家に行くのをあきらめ、もう家に帰ろうと思ったからです。
弁護人②	警察官から声を掛けられた時の状況を話してください。
被告人	駅前の道でタクシーを拾おうとしていたら、制服の警察官が二人近付いてきて、「こんばんは」と声を掛けてきました。 私は、警察官が嫌いなので走って逃げましたが、追い付かれました。そうしたら、警察官から持ち物を見せてほしいと言われたので、嫌でしたが、ジーンズのポケットに入れていた財布と千円札7枚を警察官に渡しました。その後、警察官から財布の中身を見ていいか聞かれたので「いいですよ」と言いました。
弁護人②	最初、持ち物検査を嫌がったのはなぜですか。
被告人	やましいことは何もないのに、警察になぜ見せないといけないのかと思ったからです。
弁護人②	財布とは別に、千円札を7枚持っていたのはなぜですか。
被告人	千円札7枚は、家出をするときに、自宅から持ち出したお金の残りです。財布にお札を入れると財布がふくらんで形が変形してしまい、それが嫌なので、いつも、お札はポケットに直接入れているのです。
弁護人②	警察官から「こんな時間まで何をしていたのか」と聞かれて、あなたは、「友達と公園で待ち合わせをしていたが、友達が来なかったので家に帰るところだった」と答えましたね。
被告人	はい。
弁護人②	本当に待ち合わせをしていたのですか。
被告人	していませんでした。
弁護人②	なぜ、警察官に、うそを言ったのですか。
被告人	早く警察官との話を終わらせてタクシーに乗りたかったので、適当に話をしました。
弁護人②	警察官から、財布とは別に千円札7枚を持っている理由について質問された時、何も答えませんでしたね。
被告人	はい。
弁護人②	なぜ、さっきの理由を答えなかったのですか。
被告人	警察官から色々質問されて動揺していて、とっさに頭に出てきませんでした。
弁護人②	逮捕された時、右手が赤く腫れていたようですが、なぜでしょうか。
被告人	警察官から声を掛けられる少し前に、友達の家が見付からなかったことに腹が立ち、地面を思い切り殴ったからです。
弁護人②	これで終わります。
裁判長	それでは、検察官、どうぞ。
検察官③	あなたが家に泊めてもらおうと思った男の友達の名前は何か。



被告人	言いたくありません。
検察官③	なぜ言いたくないのですか。
被告人	名前を言うと、その友達に迷惑が掛かるからです。
検察官③	あなた自身が、裁判で有罪となって刑務所に入るかもしれないのに、それでも言わないのですか。
被告人	言いません。
検察官③	その友達は、そんなに迷惑を掛けたくない親友だったり、恩があったりする友達なのですか。
被告人	そうではありませんが、私の性格で、人に迷惑を掛けるのが嫌なんです。
検察官③	事件当日、友達の家に行こうとして、最寄り駅に着いたのは、何時頃ですか。
被告人	午後5時頃だったと思います。
検察官③	そこから警察官に声を掛けられるまでの約8時間も何をしていたのですか。
被告人	ほとんどの時間、友達の家を探していました。後は、公園で休んだり、コンビニで雑誌を立ち読みしたりしていました。
検察官③	その友達に電話はしなかったのですか。
被告人	携帯電話はなくしてしまっておりませんでしたし、友達の携帯電話の番号を覚えていなかったもので、連絡ができませんでした。
検察官③	その友達と知り合ったのは何年前ですか。
被告人	はっきり覚えていませんが、3年くらい前だったと思います。
検察官③	何がきっかけで知り合ったのですか。
被告人	覚えていません。
検察官③	知り合った後、その友達と会ったのは何回ですか。
被告人	家に行った時の1回くらいだったと思います。
検察官③	その友達と最後に連絡を取ったのはいつですか。
被告人	2年くらい前です。
検察官③	知り合った後1回しか会ってなくて、2年も連絡を取っていないのに、突然家に行って泊めてもらえると思ったのですか。
被告人	最後に話したとき、いつでも泊まりに来ていいと言っていたので、泊めてもらえると思いました。
検察官③	あなたは、警察官から声を掛けられた時、家に帰るためにタクシーを拾おうとしていたのですよね。
被告人	はい。
検察官③	そのとき、あなたは、7,200円を持っていたのですね。
被告人	はい。
検察官③	家に帰るのに、電車だといくらかかるのですか。
被告人	1,000円くらいです。

検察官③	では、タクシーだといくらかかるのですか。
被告人	はっきりとは分かりませんが、2万円くらいにはなと思います。
検察官③	所持金では全然足りませんが、支払いはどうするつもりだったのですか。
被告人	乗る前にタクシーの運転手に正直に話して、家に着いたら、親に払ってもらおうつもりでした。
検察官③	家出をしていた身で、親に払ってもらえると思ったのですか。
被告人	思いました。
検察官③	もっと早く帰れば電車に乗れたのに、なぜ深夜まで山田町付近に残っていたのですか。
被告人	特に理由はありません。何となくです。
検察官③	終わります。

【論告、弁論、最終陳述】

裁判長	これから、出てきた証拠をもとに、検察官、弁護人からご意見をうかがいます。それでは、検察官からどうぞ。
検察官④	(論告(資料2下欄)を読む。)
裁判長	それでは、弁護人のご意見をお願いします。
弁護人③	(弁論(資料3下欄)を読む。)
裁判長	最後に、被告人、何か言っておきたいことはありますか。
被告人	私は今回の事件の犯人ではありません。どうか私の話を信じてください。



起訴状

平成30年6月20日

本籍 ○○県××市倉田3丁目5番
住居 ○○県××市倉田3丁目5番6号
職業 無職

藤川 正
平成3年6月30日生

公訴事実

被告人は、通行人から金品を奪い取ることを計画し、平成30年5月31日午前零時35分頃、○○県△△市南区山田町1丁目付近の道路上で、歩いていた島本シズ（当時78歳）に対し、背後からその背中を突き飛ばして道路上に転倒させた上、その左上腕を拳で複数回強く殴る暴行を加えて抵抗できなくさせて、現金7,000円入りの白色封筒が入った手提げバッグを奪い取り、これらの暴行によって、島本に約2か月間の治療を必要とする左上腕骨骨折のけがを負わせた。

罪名及び罰条

強盗致傷 刑法第240条前段

〈証拠番号1〉診断書

氏名等：島本シズ（78歳）
診断名：左上腕骨骨折により約2か月間の治療が必要となる見込みである。

上記のとおり診断します。 平成30年5月31日 山田病院 医師 山田一郎

〈証拠番号2〉供述調書（平成30年6月12日付け）

住所 ○○県△△市南区山田町1丁目2番3号
職業 無職
氏名等 島本シズ（昭和15年1月1日生）

私は、事件当日、24時間営業のスーパーに買い物に行こうと考え、千円札7枚の入った白色封筒を手提げバッグに入れ、午前零時30分頃に家を出ました。

スーパーマーケットに向かって歩き始め、5分ほど経ったところで、いきなり、犯人に背後から突き飛ばされ、道路上に倒れてしまいました。

犯人は、私が持っていた手提げバッグを奪い取ろうとしてきたので、持ち手を強くつかんで奪い取られないようにしていましたが、げんこつで2、3回、仰向け状態になっていた私の左腕の上の方を強く殴られて激痛が走り、バッグから手を離してしまいました。

犯人は、私のバッグを持って逃げていきました。

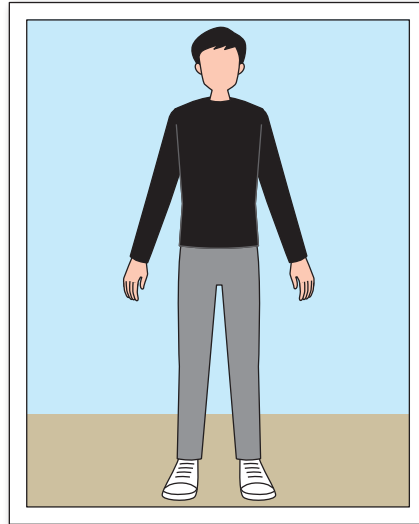
犯人の顔は見えませんでした。逃げていく犯人の後ろ姿を見て、犯人は、黒っぽい長袖Tシャツを着た男性だと思いました。

島本シズ

〈証拠番号3〉報告書

平成30年5月31日 南警察署 警察官

藤川正を逮捕した時の服装は、以下の写真のとおりです。
 黒色の長袖Tシャツを着ています。



〈証拠番号4〉報告書

平成30年6月14日 南警察署 警察官

平成30年5月31日、藤川正に質問をしたときの状況等は、次のとおりです。

事件の当日、110番通報を受けて事件現場に駆け付けた後、犯人がいないか現場付近を探していると、午前零時50分頃、公園前の道路でタクシーを拾おうとしている藤川を見付け、声を掛けました。

すると、藤川は、いきなり走って逃げました。

私たちは、藤川に追い付き、何をしているのか聞いたところ、藤川は、目を合わせず、焦った様子で、「友達と公園で待ち合わせをしていたが、友達が来なかったので、タクシーで家に帰ろうとしていた」と答えました。そこで、友達の名前や待ち合わせ時間を聞いたのですが、藤川は黙ったままでした。

私たちは、藤川の行動がかなり不審だったので、ひょっとすると犯人かもしれないと考え、持ち物を見せてもらえないか聞きました。すると、藤川は、「何で見せないといけないんですか。嫌です」と言ってきました。

しかし、粘り強く説得したところ、渋々でしたが、ズボンの右ポケットから財布を、左ポケットから折りたたまれた千円札7枚を出してきました。財布は、札入れ部分のある二つ折り財布であり、その中には、100円玉2枚だけが入っていました。

私たちは、藤川に、この7,000円はどこで手に入れたのか、なぜ財布とは別に持っているのかを尋ねましたが、黙ったままでした。

このような状況から、私たちは、藤川が島本さんを襲った犯人と判断し、その場で藤川を逮捕しました。

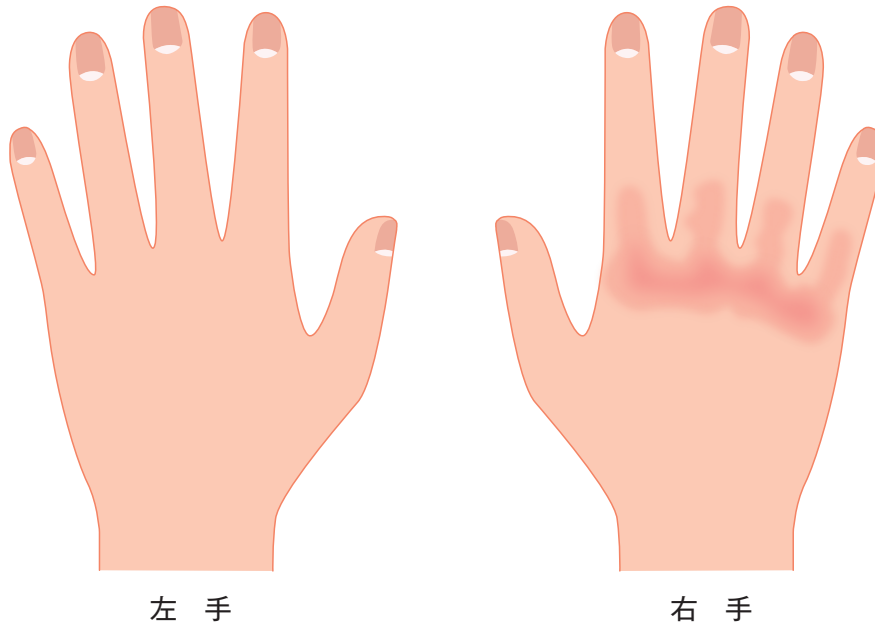
その後、藤川が持っていた千円札7枚を調べたところ、誰の指紋も検出されませんでした。ただ、一般的に、物を触ると必ず指紋が検出されるとは限らず、指紋が検出されないことの方が多くいるので、藤川が犯人であることに疑いは持ちませんでした。



〈証拠番号5〉報告書

平成30年5月31日 南警察署 警察官

藤川正を逮捕した時の手の状況は、以下の写真のとおりです。
右手が赤く腫れていますが、擦り傷はありません。



〈証拠番号6〉報告書

平成30年6月14日 南警察署 警察官

事件発生後の時間帯に藤川正が立ち寄ったコンビニエンスストア山田町店を捜査した状況は、以下のとおりです。

1 店外に設置されたごみ箱の状況

コンビニエンスストア山田町店の店外に設置されたごみ箱の中から、島本さんが奪われた手提げバッグと白色封筒を発見しました。バッグの上に封筒が重なる状態でごみ箱内に入っており、封筒内には何も入っていませんでした。

バッグと封筒を調べたところ、バッグからは島本さんの指紋だけが検出され、封筒からは誰の指紋も検出されませんでした。

2 防犯カメラの設置状況等

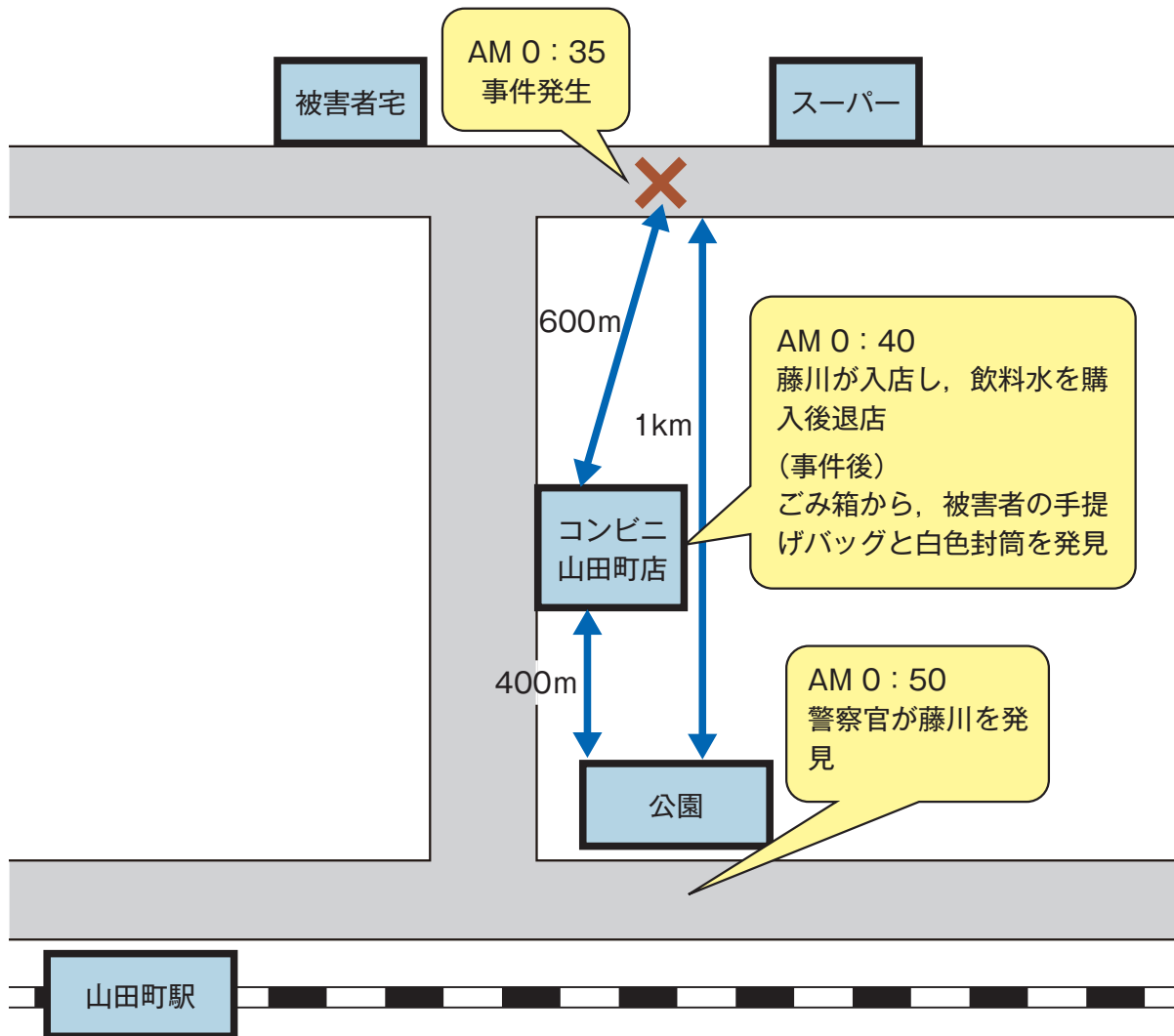
コンビニエンスストアに設置されている防犯カメラは、店内に設置されているものだけで、その防犯カメラの映像を確認したところ、事件当日の午前零時40分頃に、藤川が入店してきて、飲料水を購入して退店する様子が映っていました。

その防犯カメラの映像には、店外は一切映っておらず、島本さんの手提げバッグと白色封筒を捨てた人物は確認できませんでした。

〈証拠番号7〉報告書

平成30年6月14日 南警察署 警察官

事件現場付近の地図等は、以下のとおりです。





冒頭陳述

被告人は、無職で、両親と暮らしていましたが、事件の2日前、父親とけんかをして家出し、インターネットカフェで寝泊まりしていました。

被害者の島本シズさんは、事件の日の午前零時30分頃、千円札7枚が入った白色封筒を入れた手提げバッグを持って自宅を出ました。そして、スーパーに向かって歩いていると、見知らぬ男が、いきなり島本さんを背後から突き飛ばして道路上に倒し、左腕をげんこつで何回も殴って手提げバッグを奪い、走って逃げていきました。

島本さんは、この時に受けた暴行で、左腕の骨を骨折してしまいました。

事件直後、現場の近くを通りがかった人が、倒れている島本さんを見付けて110番通報し、現場に駆け付けた警察官は、島本さんから話を聞きました。

警察官は、島本さんを襲った犯人を捜していましたが、午前零時50分頃、事件現場から少し離れた公園前の道路でタクシーを拾おうとしている被告人を見付け、声を掛けました。

すると、被告人は走って逃げたので、警察官も走って追いつき、被告人に「何をしていたのか」などと聞きましたが、被告人が全ての質問には答えなかったので、不審に思いました。その後、被告人の持ち物検査をしたところ、財布とは別に、ズボンのポケットに折りたたんだ千円札7枚を持っていました。

警察官は、このような状況から、被告人が島本さんを襲った犯人であると考え、その場で被告人を逮捕しました。

その後、事件発生後の時間帯に被告人が立ち寄ったコンビニエンスストア山田町店のごみ箱から、島本さんが奪われた手提げバッグと白色封筒が発見されました。

論 告

被告人が今回の事件の犯人であることは、今から述べる理由から明らかです。

- 第1に、被告人が持っていた現金は、被害者が奪われた現金だと言えます。
その理由は、まず、被告人が持っていた金額は、被害者が奪われた金額と同じ7,000円であり、千円札7枚とお札の種類も同じで、財布とは別にポケットに入っていました。しかも、被告人がその現金を持っていたのは、事件からわずか15分後、事件現場から比較的近い場所でした。
- 第2に、被害者が見た犯人の服装と事件当日の被告人の服装の特徴が一致しています。
- 第3に、被告人は、警察官に質問された際、警察官の姿を見て走って逃げ出したり、警察官に対してうそをついたりしています。もし、犯人でないならば、このようなことをする必要はありません。
- 第4に、逮捕の時、被告人の右手が赤く腫れていたということです。これは、被害者の左腕を強く殴ったからだと考えられます。被告人の言うように地面を思い切り殴ったのであれば手に擦り傷が付くはずですが、被告人の手に擦り傷はありませんでした。
- 第5に、事件後に被告人が立ち寄ったコンビニエンスストアのごみ箱に、被害者の手提げバッグと白色封筒が捨てられていたことです。被告人が被害者から奪った後、現金7,000円を抜いて、バッグなどを捨てたものと考えられます。また、バッグと白色封筒に被告人の指紋は付いていませんでしたが、一般的に、物を触ると必ず指紋が検出されるとは限らず、指紋が付かないことの方が多いため、指紋が付いていないことが被告人を犯人でないとは判断する理由にはなりません。
- 最後に、被告人の話が全く信用できないということです。
「男友達」ですが、被告人とその男友達は、親しくなく、2年間も連絡を取っていなかったのに、何の連絡もなく、いきなり家を訪ねて泊めてもらえるなんていうことが考えられるでしょうか。また、電車で帰ることもできたのに、タクシーで帰ろうとしていたというのもとても不自然です。
以上から、被告人が犯人であることを示す証拠が複数あり、それに対して被告人の話は信用できず、被告人が今回の事件の犯人であることは間違いありません。



資料3 弁護人役用

冒頭陳述

藤川さんは、5月28日、父親とけんかをして家出し、インターネットカフェで寝泊まりしていましたが、5月30日、男友達の家に行くため、電車で事件現場の最寄り駅の山田町駅まで行きました。以前、その友達から、困ったら家に泊めてあげると言われていたので、頼んでみようと考えたからです。

しかし、かなりの時間探しましたが、結局、友達の家を見付けることはできず、藤川さんは、友達の家に行くことをあきらめて、自宅に帰ろうと思い、公園前でタクシーを拾おうとしていました。

そうしたところ、警察官から声を掛けられ、警察嫌いだっただめに走って逃げ出しましたが、追いつかれてしまい、質問されたり、持ち物検査をされたりしました。

その結果、藤川さんは、強盗致傷事件の犯人として、逮捕されてしまいました。

藤川さんが逮捕された時に持っていた7,000円は、家出をする時に自宅から持ち出した現金の残りで、島本さんから奪ったものではありません。

弁論

藤川さんは、今回の事件の犯人ではありません。藤川さんは、無罪です。

検察官の証拠は、どれも藤川さんが犯人であることを証明していません。

- まず、藤川さんが持っていた千円札7枚は、藤川さんが家出をする時に自宅から持ち出してきたお金の残りです。島本さんのものではありません。千円札7枚に島本さんの指紋は付いていませんでした。
- 犯人の「黒っぽい長袖Tシャツ」という服装は珍しいものではなく、藤川さん以外の方がこのような服装をしていたとしてもおかしくはありません。藤川さんの服装と特徴が一致しているからといって、藤川さんを犯人だと考えることはできません。
- 藤川さんの右手の腫れも、逮捕前に地面を殴って赤くなったものであって、島本さんを殴ったからではありません。
- 藤川さんが立ち寄ったコンビニのごみ箱から、手提げバッグと白色封筒が発見されたことについては、これらが捨てられた場面が防犯カメラに映っておらず、藤川さんが捨てたものとは証明されていません。
- 警察官から逃げたり、質問に対してうそをついたり、質問に答えなかったりといったことがありました。しかし、被告人質問で説明したとおり、これには正当な理由があります。これらのことは、藤川さんが犯人であるという事情とは言えません。
- 藤川さんは、男友達の名前を出しませんでした。これは、黙秘権を使っただけです。このことを藤川さんにとって不利に考えることは許されません。

以上から、検察官の挙げている証拠は、いずれも藤川さんを犯人だと考えるには不十分なものばかりであり、藤川さんを犯人だと決め付けているだけです。藤川さんは、今回の事件の犯人ではなく、無罪です。



ワークシート




年 組 番 氏名

検察官の主張	弁護人の主張
	現金 7000円
	服 装
	警察官に声を 掛けられた際の 被告人の行動
	右手の腫れ
	バッグと 封筒
	被告人の話 (供述)

証拠により認められる事実から、被告人が犯人と言えるかどうか



<p>有罪  無罪</p>	<p>判断した理由</p>
--	---------------

法教育推進協議会教材作成部会委員

(五十音順 敬称略)

総監修

- 江口 勇 治 筑波大学名誉教授
小栗 英 樹 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 (平成30年4月～)
小粥 太 郎 一橋大学大学院法学研究科教授
樋口 雅 夫 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 (～平成30年3月)

高校生向け教材執筆グループ

- 稲垣 俊 介 東京都立江北高等学校主任教諭
小貫 篤 筑波大学附属駒場中・高等学校教諭
加納 隆 徳 秋田大学教育文化学部講師
久世 哲 也 東京都立町田高等学校教諭
野畑 毅 京都府立京都八幡高等学校教諭
橋本 康 弘 福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授
福井 竜 也 司法書士・日本司法書士会連合会法教育推進委員会委員
宮崎 三喜男 東京都立国際高等学校主任教諭

法的助言グループ

- 石渡 圭 最高裁判所事務総局総務局付 (平成30年8月～)
小峯 庸 平 一橋大学大学院法学研究科専任講師 (平成30年8月～)
千葉 由美子 法務省大臣官房司法法制部付 (平成29年4月～)
中保 秀 隆 法務省大臣官房司法法制部付 (～平成29年3月)
成瀬 剛 東京大学大学院法学政治学研究科准教授 (平成30年8月～)
南 宏 幸 最高裁判所事務総局総務局付 (～平成28年8月)
宮端 謙 一 最高裁判所事務総局総務局付 (平成28年8月～平成30年8月)
矢田 健 一 弁護士・日本弁護士連合会市民のための法教育委員会副委員長

※退任した委員の肩書は就任当時のものを示す

DVDには
この教材のデータが
入っているので
活用してください



法教育マスコットキャラクター
「ホウリス君」

本書の内容に関するお問い合わせは
下記の連絡先までお願いいたします。

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
TEL 03-3580-4111 (代表) 内線2364
FAX 03-5511-7205
E-mail houkyouiku@i.moj.go.jp

高校生向け法教育教材

未来を切り拓く法教育

～自由で公正な社会のために～

2019年3月5日 初版発行

発行 法教育推進協議会（法務省）

印刷・製本 株式会社 太平印刷社

〒140-0002 東京都品川区東品川1-6-16
TEL 03-3474-2821
FAX 03-3474-8580
URL <http://www.p-taihei.co.jp>

©2019 Printed in Japan

※乱丁、落丁は送料を弊社負担でお取り替えいたします。

高校生向け法教育教材

未来を切り拓く 法教育

～自由で公正な社会のために～